

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月25日
【事業年度】	第50期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）
【会社名】	株式会社ノジマ
【英訳名】	Nojima Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 野島 廣司
【本店の所在の場所】	神奈川県相模原市中央区横山一丁目1番1号 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズスクエア横浜タワーB 26階
【電話番号】	050(3116)1212（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼代表執行役専務 三枝 達実
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第46期 平成20年3月	第47期 平成21年3月	第48期 平成22年3月	第49期 平成23年3月	第50期 平成24年3月
売上高 (千円)	137,730,330	138,880,740	166,941,615	213,500,608	211,051,815
経常利益 (千円)	3,105,298	3,717,347	5,794,592	7,270,515	3,262,734
当期純利益又は当期 純損失 ( ) (千円)	3,107,342	2,624,980	4,629,564	3,708,983	2,119,689
包括利益 (千円)	-	-	-	3,701,366	2,136,977
純資産額 (千円)	11,553,214	13,563,662	17,218,520	20,678,820	22,405,886
総資産額 (千円)	46,521,811	47,450,175	59,836,194	64,054,529	65,688,941
1株当たり純資産額 (円)	560.48	690.05	919.57	1,098.65	1,171.62
1株当たり当期純利 益金額又は1株当た り当期純損失金額 ( ) (円)	147.30	131.91	243.41	198.16	111.81
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金 額 (円)	-	-	240.58	196.32	111.02
自己資本比率 (%)	24.5	28.6	28.7	32.2	34.0
自己資本利益率 (%)	23.3	21.0	30.1	19.6	9.9
株価収益率 (倍)	-	2.7	3.3	3.2	5.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	151,330	2,801,460	5,146,148	905,893	5,063,961
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,545,065	1,243,763	2,107,626	2,917,726	5,049,826
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	6,793,984	868,745	1,100,556	1,389,795	203,405
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	2,588,274	5,014,685	6,943,445	3,541,816	3,759,357
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	904 (1,639)	854 (1,561)	935 (1,993)	1,145 (2,650)	1,414 (2,857)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 第50期の1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数及び期中平均株式数に従業員持株E S O P信託口(以下「E S O P信託口」という。)が所有する当社株式を含めております。
- 第46期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第47期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 第48期及び第49期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
- 第46期の株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第46期 平成20年3月	第47期 平成21年3月	第48期 平成22年3月	第49期 平成23年3月	第50期 平成24年3月
売上高 (千円)	79,963,732	89,096,397	117,902,406	157,930,829	179,579,611
経常利益 (千円)	1,514,807	1,741,977	3,800,167	4,761,908	3,028,254
当期純利益又は当期 純損失 ( ) (千円)	3,461,857	1,455,846	3,713,879	2,597,172	7,046,495
資本金 (千円)	4,323,175	4,323,175	4,323,175	4,323,175	4,323,175
発行済株式総数 (株)	21,662,408	20,462,408	20,462,408	20,462,408	20,462,408
純資産額 (千円)	9,735,200	10,675,014	13,403,525	15,752,013	22,405,886
総資産額 (千円)	35,431,259	38,823,646	48,943,619	52,578,634	65,688,940
1株当たり純資産額 (円)	478.09	543.37	715.45	836.09	1,171.62
1株当たり配当額 (うち1株当たり中 間配当額) (円)	12.00 (6.00)	15.00 (6.00)	15.00 (7.00)	18.00 (8.00)	20.00 (10.00)
1株当たり当期純利 益金額又は1株当 り当期純損失金額 ( ) (円)	164.10	73.16	195.27	138.76	371.69
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金 額 (円)	-	-	193.00	137.47	369.05
自己資本比率 (%)	27.5	27.5	27.3	29.8	34.0
自己資本利益率 (%)	29.3	14.3	30.9	17.9	37.1
株価収益率 (倍)	-	4.9	4.1	4.5	1.6
配当性向 (%)	-	20.5	7.7	13.0	5.4
従業員数 (外、平均臨時雇用 者数) (人)	583 (844)	582 (953)	643 (1,446)	819 (1,800)	1,414 (2,344)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 第50期の1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数及び期中平均株式数にESOP信託口が所有する当社株式を含めております。
- 第46期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第47期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 第48期及び第49期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
- 第46期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載しておりません。
- 平成20年10月1日付の㈱イーネット・ジャパンとの合併により、第47期の純資産額、総資産額等が増加しております。
- 平成23年10月1日付のソロン㈱との合併により、第50期の純資産額、総資産額等が増加しております。
- 第47期の1株当たり配当額には創業50周年記念配当3円を含んでおります。
- 第48期及び第49期の1株当たり配当額には普通配当増配による3円を含んでおります。

2【沿革】

年月	事項
昭和34年8月	野島絹代が電化製品の販売を目的として、野島電気工業社を神奈川県相模原市に創設
昭和37年4月	有限会社野島電気商会を設立
昭和57年6月	株式会社野島電気商会に組織変更
平成3年4月	株式会社ノジマに商号変更
平成6年4月	C Dソフト等アミューズメント・ソフト専門販売の子会社、株式会社映音やを神奈川県相模原市に資本金10,000千円で設立
平成6年6月	神奈川県相模原市横山一丁目1番1号に本店移転
平成6年12月	日本証券業協会に株式を店頭登録
平成7年5月	顧客の満足度を更に高め、併せて店舗の生産性向上を目指すため、電気製品等の修理業務を担当する子会社株式会社ドクター・ケイを資本金10,000千円で、神奈川県相模原市に設立
平成7年6月	通信機器販売の子会社、株式会社テレマックスを神奈川県相模原市に資本金30,000千円で設立
平成10年2月	P C販売会社株式会社コンプジャパンを神奈川県相模原市に資本金10,000千円で設立
平成10年4月	グループ事業再編のため、株式会社ドクター・ケイ（家電製品の修理業務）は株式会社ノジマホームサービスに営業の全部を譲渡し休眠
平成11年12月	休眠中の株式会社ドクター・ケイは、商号を株式会社デジタル・ルネッサンスに変更、後記営業譲渡の受皿会社となる
平成12年1月	株式会社ドーは中古商品の買取及び販売業務に係る営業の全部を、株式会社デジタル・ルネッサンスに譲渡し、会社を解散
平成12年2月	通信機器の卸売、並びにI Tニューメディアに関するシステム開発及び販売を担当する子会社ソロン株式会社を、資本金100,000千円で神奈川県相模原市に設立
平成12年7月	休眠中の株式会社コンプジャパンは、商号を株式会社イーネット・ジャパンに変更しeコマースを主業務に営業を再開
平成12年9月	株式会社テレマックスをソロン株式会社に売却
平成14年8月	A D S L及びI P電話の卸売代理店業務を担当する子会社、株式会社ブロードバンド・ジャパンを神奈川県相模原市に資本金100,000千円で設立
平成15年6月	商法特例法第2章第4節に規定する特例の適用を受ける委員会等設置会社に移行
平成16年3月	株式会社デジタル・ルネッサンスは、中古商品の買取及び販売業務から撤退し、休眠
平成16年8月	株式会社イーネット・ジャパンがヘラクレスに上場
平成16年8月	平成16年8月20日付けをもって、当社普通株式1株を2株に株式分割
平成17年4月	人材派遣会社、株式会社オー・ティ・エスの発行済み株式の全株式を取得し連結子会社化
平成17年10月	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（10億円）を発行
平成18年2月	C D・D V D等の音楽・映像ソフト販売会社、株式会社W A V Eの発行済み株式の全株式を取得し連結子会社化
平成18年2月	タワーレコード株式会社を割当先とした第三者割当増資（8億円）を実施
平成18年7月	ソロン株式会社が、株式会社高木兄弟商会から、携帯電話販売事業を会社分割により承継する 四国新電機株式会社（新設会社）の全株式を取得し、連結子会社化
平成18年8月	ソロン株式会社が有限会社プロフィットの株式70.0%を取得し、連結子会社化
平成19年1月	1月29日の臨時株主総会にて株式会社真電との吸収合併契約を承認
平成19年3月	3月1日、株式会社真電を吸収合併
平成19年4月	当社通信機器販売部門を会社分割し、完全子会社であるソロン株式会社が承継
平成19年10月	西日本電機株式会社が有限会社プロフィットを吸収合併
平成20年4月	ソロン株式会社が株式会社テレマックスを吸収合併
平成20年8月	株式会社W A V Eの株式の一部をメディアマーケティングシステム株式会社及び同社代表取締役社長に売却
平成20年10月	当社が株式会社イーネット・ジャパンを吸収合併
平成21年4月	株式会社オー・ティ・エスの全株式をグリーン・サポート・システムズ株式会社に売却
平成21年8月	創業50周年を迎える
平成21年11月	グループ事業再編のため、当社新潟エリアの通信機器販売部門を会社分割し、完全子会社であるソロン株式会社が承継、これによりすべての携帯電話販売事業をソロン株式会社へ承継完了
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所が合併したことに伴い、大阪証券取引所J A S D A Q（現 大阪証券取引所J A S D A Q（スタンダード））に上場
平成22年10月	ソロン株式会社が、西日本電機株式会社を吸収合併
平成23年1月	当社が株式会社ブロードバンド・ジャパンを吸収合併
平成23年10月	当社が、ソロン株式会社を吸収合併
平成23年12月	地域性に応じた営業強化のため、完全子会社の西日本モバイル株式会社を設立

（注）平成24年4月、設立50周年を迎えました。

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社1社により構成されており、事業は、薄型テレビに代表されるデジタルAV関連機器、携帯電話を中心とする通信関連機器及び家庭用電化製品の販売とこれらに付帯する配送・工事・修理業務、パソコンに代表されるIT・情報関連機器、家庭用ゲーム関連機器及びソフト等の販売並びにそれらに関するソリューション、セットアップ、修理等のサービス提供を行っております。

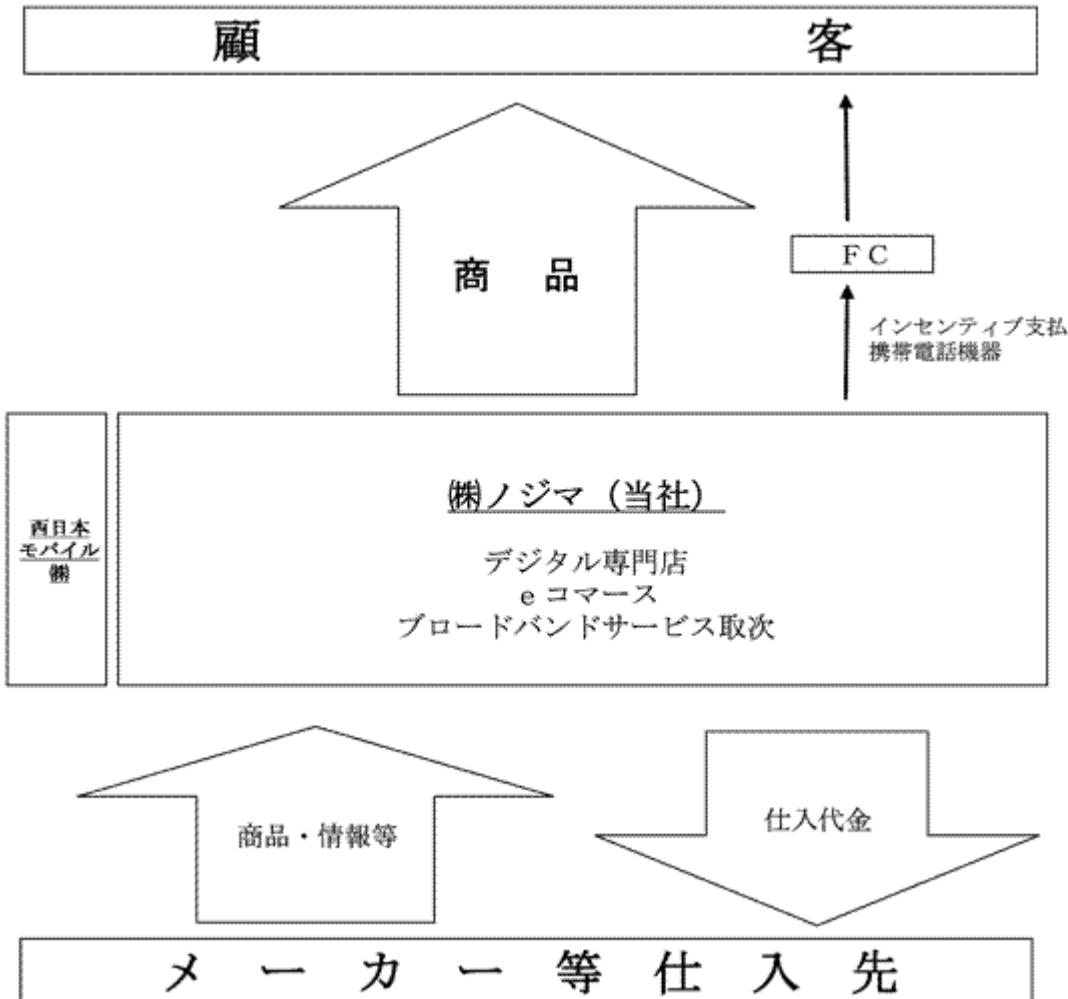
また、当社グループは、通信機器と家電製品が融合した商品への需要の高まりに迅速かつ柔軟に対応できるような体制に移行するため、当社の特定子会社かつ完全子会社であったソロン㈱を吸収合併いたしました。また、当社の完全子会社である西日本モバイル㈱を新規設立いたしました。

事業の内容と当社及び子会社の当該事業に係る位置づけは次のとおりであります。

なお、当社グループはセグメント情報を記載しておりませんので、事業部門別によって記載しております。

事業部門	会社名	主要な取扱商品
デジタルAV関連機器	当社	テレビ、ムービー、オーディオ、携帯音楽プレーヤー、DVDレコーダー、その他周辺機器等
IT・情報関連機器	当社	パソコン、同ソフト、プリンター、デジタルカメラ、その他周辺機器等
家庭用電化製品	当社	エアコン、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機、衣類乾燥機、照明機器、オール電化家電、その他関連商品
情報サービス	当社	光ファイバー回線等ブロードバンド回線及びIP電話
通信関連機器	当社 西日本モバイル㈱(連結子会社)	携帯電話等通信機器の卸売、携帯電話・PHSその他付帯するサービス
eコマース	当社	インターネットを利用した通信販売

以上の当社グループについて図示すると次のとおりであります。



#### 4【関係会社の状況】

当社の連結子会社として西日本モバイル株式会社がありますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

販売事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

平成24年3月31日

事業部門の名称	従業員数(人)	
販売部門	1,359	(2,817)
管理部門	55	(40)
合計	1,414	(2,857)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 従業員数が前連結会計年度末に比べ269(207)名増加しておりますが、主として新規店舗出店による店舗数の増加に対応するために積極的に採用を行った結果であります。

##### (2) 提出会社の状況

平成24年3月31日

従業員数(名)	平均年令	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
1,414 (2,344)	30才2ヶ月	5年2ヶ月	3,595

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が前事業年度末に比べ595(544)名増加しておりますが、主として新規店舗出店による店舗数の増加に対応するために積極的に採用を行った結果であります。

##### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災に伴う景気の落込みにより一部回復基調は見られるものの、欧州の金融不安、長期化する円高、東京電力による電気料金値上に伴う国内企業の生産コスト不安等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

家電流通業界につきましては、7月のアナログ放送停波後、薄型テレビを中心とした映像関連商品の需要が大幅に縮小し、前年の猛暑・残暑の反動、エコポイント制度変更に伴う駆け込み需要等の影響もあり、前連結会計年度と比較して大変厳しい商環境にありました。一方、お客様の省エネ・節電意識の高まりから、省エネ機能に優れたエアコン・冷蔵庫等の白物家電の買い換えが促進されたことに加え、スマートフォン・タブレット端末等の携帯電話の販売は好調に推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは「デジタル一番星! (No. 1)」を掲げ、デジタル専門店として、お客様の立場でのコンサルティングセールスやソリューションの提案を実践してまいりました。また、商品お買い上げ後のアフターサービスにも力を注いでまいりました。

店舗の状況につきましては、御殿場店(静岡県)をはじめとして12店舗の新規店舗出店を行うと共に、巻店(新潟県)等5店舗のスクラップ&ビルドや増床を行いました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,110億51百万円(前年同期比1.1%減)、営業利益は7億43百万円(前年同期比83.4%減)、経常利益は32億62百万円(前年同期比55.1%減)、当期純利益は21億19百万円(前年同期比42.8%減)となりました。

#### (2)キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、負ののれん償却額10億62百万円、売上債権の増加額14億79百万円、有形固定資産の取得による支出40億16百万円、長期借入金の返済による支出29億60百万円等の減少要因がありましたが、税金等調整前当期純利益31億円を獲得し、減価償却費17億36百万円、仕入債務の増加額22億90百万円、長期借入れによる収入41億24百万円等の増加要因により、前連結会計年度末に比べ2億17百万円増加し、37億59百万円(前期比6.1%増)となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は50億63百万円(前期比459.0%増)となりました。

これは主に、負ののれん償却額10億62百万円、売上債権の増加額14億79百万円、前受金の減少額11億63百万円等の減少要因があったものの、税金等調整前当期純利益31億円を獲得し、減価償却費17億36百万円、たな卸資産の減少額33億88百万円等の増加要因があったことによるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は50億49百万円(前期比73.1%増)となりました。

これは主に、新規店舗出店等による有形固定資産の取得による支出40億16百万円、敷金及び保証金の差入による支出8億66百万円等によるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は2億3百万円(前期は13億89百万円の使用)となりました。

これは主に、長期借入金の返済による支出29億60百万円、配当金の支払額3億80百万円、社債の償還による支出2億50百万円等の減少要因があったものの、長期借入れによる収入41億24百万円があったためであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	前年同期比(%)
販売事業(千円)	169,856,525	95.7
合計(千円)	169,856,525	95.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	前年同期比(%)
販売事業(千円)	211,051,815	98.9
合計(千円)	211,051,815	98.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 3【対処すべき課題】

当社グループは、常にお客様に喜んでいただけるよう、グループ全体の知恵を絞って行動し、その結果としてお客様にご支持いただけるよう努めてまいります。店内においては、豊富な品揃えはもちろんの事、便利でお買い求めいただきやすい売り場を作ってまいります。そのため、専門知識を有する商品アドバイザーを育成して、真心を込めたサービスと接客で、お客様をお迎えできるようにしてまいります。

また、店舗数を積極的に増やし、かつ、売り場面積の増大を図りながら効率の良い出店を行ってまいります。



#### 4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 季節的要因について

当社グループが販売する商品の中には、天候等の季節的要因によりその売上が左右される商品が含まれておりますので、冷夏や暖冬、台風や大雪などにより、売上、来店客数の減少など当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

##### (2) 金利の上昇について

当社グループは、現在約90億円の有利子負債を有しております。わが国では今まで長期間低金利が続いておりましたが、将来は金利が上昇局面に転じることも考えられます。当社グループは健全な借入を維持しながら財務体質の強化を進めておりますが、金利の上昇スピード、上昇幅等により当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

##### (3) 競合店について

現在、同業他社の店舗が当社グループの商圏内にも存在し、激しい価格・サービス競争が行われている地域があります。マーケットの変化は非常にスピーディーでその変化を確実に予想することは困難なため、今後更なる競争の激化や同業他社店舗の新規店舗出店、異業種他社による当社グループ取扱商品の販売開始等によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

##### (4) 自然災害・事故等について

当社グループは、自然災害や事故等からお客様の安全を確保するため、消防法等の法令遵守の徹底等の防災対策、各種保険の加入等を行っております。しかしながら、地震・台風等の大規模な自然災害により店舗が被災した場合や、店舗において火災が発生した場合、被害に係る損害賠償責任、営業の停止、人的資源の喪失、固定資産やたな卸資産の損害等が発生し、当社グループの業績や財政状況に影響を与える可能性があります。

##### (5) 個人情報の取扱について

当社グループは、ポイントカードの発行、商品のお届け、eコマースに係る会員登録、ブロードバンド等のサービスの取次ぎ業務、携帯電話の開通等、多くの個人情報を取扱っております。これら情報の取扱いに関しましては、その重要性を十分に認識しており、社内管理体制の整備を行い、従業員には周知徹底しております。しかしながら、不測の事態により万が一個人情報が漏洩した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

##### (6) 敷金・保証金について

当社グループの出店につきましては、多くの場合、土地・建物の取得を行わずに賃借をしております。賃貸人に対しましては、賃貸借契約に基づき敷金及び保証金の差入れを行っており、当該敷金及び保証金は、賃借料との相殺による分割返還、又は期間満了時に一括返還されることとなっておりますが、賃貸人の経済状況によっては、その一部または全額が回収できなくなる可能性があります。また、契約期間満了日前に中途解約をした場合には、契約内容に従って敷金及び保証金の一部償却や違約金の支払いが必要となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (7) 移動体通信キャリアの手数料

当社グループは、携帯電話端末の販売、移動体通信キャリアが提供する移動体通信サービスの契約取次ぎ等を行い、その対価として移動体通信キャリアから手数料、報奨金、その他の支援費を得ております。手数料等の金額及び条件につきましては、移動体通信キャリアの事業方針や監督省庁の指導等により変更されますが、その程度によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (8) 減損会計について

当社グループは、事業の用に供する様々な固定資産を有しておりますが、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の適用により、このような固定資産において、時価の下落や将来のキャッシュ・フローによっては減損処理が必要となる場合があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (9) 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大について

当社グループは、多数のパートタイマーを雇用しております。パートタイマーの社会保険適用対象者については、社会保険への加入を徹底しておりますが、今後パートタイマー等の短時間労働者に対する社会保険の適用基準が拡大された場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

### (1) 信販会社との加盟店契約

当社は、クレジット販売に関して信販会社と加盟店契約を締結しており、その主なものは次のとおりであります。

信販会社	契約締結年月	契約期間
三菱UFJニコス株式会社	昭和53年1月	契約締結年月より2年間。ただし、当事者の一方より解約の申し出が無い限り自動的に2年間更新する。
株式会社ジャックス	昭和58年12月	同上

### (2) 吸収合併契約

当社は、平成23年7月12日開催の取締役会において、当社の特定子会社かつ完全子会社であるソロン株式会社（以下「ソロン」という。）を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。

ソロンは、当社グループにおける通信関連機器販売を担っております。

家電流通業界におきましては、通信機器と家電製品が融合した商品も急増し、また、市場においてもこのような一体化した商品への需要が高まっております。

このような動向に迅速かつ柔軟に対応できるような体制に移行することにより、お客様に必要とされる最適なサービスの提供を実現することを目的としております。

合併の概要は、次のとおりであります。

合併の方法

株式会社ノジマ（当社）を存続会社とし、ソロン株式会社を消滅会社とする吸収合併であります。

合併期日

平成23年10月1日

合併に際して発行する株式及び割当

ソロンは、当社の完全子会社であるため、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払はありません。

合併比率の算定根拠

ソロンは、当社の完全子会社であるため、本合併による合併比率は算定してありません。

引継資産・負債の状況

資産	金額（千円）	負債	金額（千円）
流動資産	9,511,716	流動負債	6,437,470
固定資産	2,601,562	固定負債	918,038
合計	12,113,279	合計	7,355,509

吸収合併存続会社となる会社の概要

資本金 4,323,175千円

事業内容 デジタルAV関連機器、IT・情報通信関連機器、家庭用電化製品、家庭用ゲーム関連機器及びソフトの販売

## 6【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成には、経営者による資産及び負債並びに収益及び費用の報告数値及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や状況を勘案し合理的に判断を行っておりますが、見積り特有の不確実性により、これらの見積りと実際の結果との間に差異が生じる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

### (2) 当連結会計年度の経営成績の分析

#### 経営成績に関する分析

当連結会計年度の経営成績に関する分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

#### 財政状態に関する分析

当連結会計年度末の総資産額は、商品及び製品の減少33億74百万円、未収入金の減少6億60百万円等がありましたが、売掛金の増加14億79百万円、新規店舗出店等による有形固定資産の増加22億98百万円、敷金及び保証金の増加4億89百万円、基幹システムの入替によるソフトウェアの増加6億59百万円等により、前連結会計年度末に比べ16億34百万円増加し656億88百万円（前期比2.6%増）となりました。

負債額は、買掛金の増加22億90百万円、長期借入金の増加16億1百万円等がありましたが、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の減少6億97百万円、未収還付法人税等の発生による未払法人税等の減少22億40百万円、負ののれんの償却による減少10億62百万円等により、前連結会計年度末に比べ92百万円減少し432億83百万円（前期比0.2%減）となりました。

純資産は、剰余金の配当3億80百万円の支出があったものの、当期純利益を21億19百万円計上したことにより、前連結会計年度末に比べ17億27百万円増加し224億5百万円（前期比8.4%増）となりました。

### (3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

### (4) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、安定的な収益の確保と投下資本効率の高い経営を持続しつつ、成長を続けることを重視し、そのための組織及び体制作りを行ってまいります。

営業面におきましては、先取気鋭の精神で新しいコンセプトの商品・サービスを導入し、また、販売価格に関しては、同業他社に負けることのない低価格を実現し、お客様にご支持いただけるよう営業を進めてまいります。収益の点では、家電物販の粗利益率アップと携帯電話を中心とした通信ビジネスの拡充及び、サービス手数料収入の増大を進めます。

また、販売管理費につきましては、業務のシステム化を推進し、グループ会社の業務の集約と連携を進めることによる経費率の低減により、収益性を高めてまいります。

店舗戦略につきましては、当社グループの出店エリア内で、お客様のご要望にそえる店舗につきましては、積極的に出店を検討、計画してまいります。また、既存店につきましても、改装をすすめ、商品ラインナップの更新や、楽しく選びやすい店づくりをしてまいります。

財務面に関しましては、厳しい経営環境の中においても、上記施策により収益向上を維持し、最適な時期に市場から直接的な資金調達も実施できるように、社内の整備を進め、引き続き純資産の増強に努め、健全で強固な財務基盤を築いてまいります。

人的資源につきましては、お客様や株主様をはじめ、全ての利害関係者に対し、全従業員が会社の代表として最高のサービスを提供できるように、経営方針の徹底と個人の能力の育成を図ってまいります。また、正社員と臨時従業員は同じ待遇のもと、オープンで公正な評価を行い、優秀な人材の採用及び育成に努めてまいります。

### (5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

#### キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載しております。

#### 資金需要

当社グループの資金需要のうち主なものは、仕入債務の支払いによる運転資金と新規出店のための設備投資資金であります。

### (6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の主なものは、新規出店によるものであります。  
この結果、当連結会計年度における設備投資の総額は、39億22百万円となりました。  
なお、営業に重要な影響を及ぼす設備の売却・除却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

(1) 提出会社

(平成24年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (名)
			土地 (千円)	建物及び 構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	敷金及び 保証金 (千円)	合計 (千円)	
東名川崎店 (川崎市宮前区) 他神奈川県62店舗	販売事業	販売店舗 事務所	3,121,815	1,856,033	808,640	2,240,701	8,027,191	897 (1,313)
NEW鶴川店 (東京都町田市) 他東京都39店舗	販売事業	販売店舗	648,009	628,860	293,242	807,163	2,377,275	280 (482)
NEW上尾店 (埼玉県上尾市) 他埼玉県27店舗	販売事業	販売店舗	-	360,556	250,025	799,400	1,409,982	195 (411)
富士吉田店 (山梨県富士吉田市) 他山梨県3店舗	販売事業	販売店舗	-	178,948	52,732	396,669	628,349	55 (76)
イオン富士南店 (静岡県富士市) 他静岡県14店舗	販売事業	販売店舗 事務所	-	1,111,094	171,855	977,701	2,260,652	165 (246)
豊科店 (長野県豊科市) 他長野県1店舗	販売事業	販売店舗	-	255,710	4,712	108,886	369,310	13 (19)
市川店 (千葉県市川市) 他千葉県14店舗	販売事業	販売店舗	-	151,672	139,867	305,051	596,590	129 (217)
イーアスつくば店 (茨城県つくば市) 他茨城県1店舗	販売事業	販売店舗	-	30,176	16,110	59,118	105,405	34 (61)
白根店 (新潟市南区) 他新潟県9店舗	販売事業	販売店舗	1,170,618	684,964	66,064	204,283	2,125,931	107 (84)
auショップ米子店 (鳥取県米子市) 他鳥取県2店舗	販売事業	販売店舗 事務所	-	26,124	6,518	2,965	35,607	10 (5)
auショップ松江西津田 (島根県松江市) 他島根県2店舗	販売事業	販売店舗	-	7,329	865	3,573	11,767	14 (17)
auショップ三本松店 (香川県東かがわ市) 他香川県10店舗	販売事業	販売店舗 事務所	-	40,994	13,318	27,014	81,327	33 (26)
auショップ鷹子店 (愛媛県松山市) 他愛媛県5店舗	販売事業	販売店舗	-	10,356	7,972	54,333	72,662	15 (20)
auショップ安芸店 (高知県安芸市) 他高知県1店舗	販売事業	販売店舗	-	5,739	1,008	2,714	9,461	6 (4)

(注) 1. 記載の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額は「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の適用後の金額を表示しております。

3. 従業員数の( )は、パートタイマーの数を外書しております。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設

(平成24年3月31日現在)

設備名	セグメント の名称	設備の内容	予算金額 (千円)	既支払額 (千円)	資金調達 方法	着工年月	完成予定 年月
島田店(仮称) (静岡県島田市)	販売事業	設備造作等	391,550	2,100	自己資金 及び借入金	平成24年6月	平成24年10月
府中店(仮称) (東京都府中市)	販売事業	設備造作等	215,750	-	自己資金 及び借入金	平成24年4月	平成24年11月
長泉店(仮称) (静岡県駿東郡)	販売事業	設備造作等	492,750	2,312	自己資金 及び借入金	平成24年6月	平成24年11月
厚木店(仮称) (神奈川県厚木市)	販売事業	設備造作等	880,550	253,841	自己資金 及び借入金	平成24年3月	平成24年11月
野比店(仮称) (神奈川県横須賀市)	販売事業	設備造作等	482,650	1,333	自己資金 及び借入金	平成24年6月	平成24年11月

(注) 記載の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	85,000,000
計	85,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成24年6月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	20,462,408	20,462,408	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	20,462,408	20,462,408	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年6月21日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,495(注)1	2,476(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	249,500	247,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	32,000	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年8月15日 至平成25年8月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1. 発行価格 32,000円(注)2 2. 資本組入額 16,000円	同左
新株予約権の行使の条件	イ. 新株予約権者は、権利行使時において当社又は子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。 ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ロ. 新株予約権の相続はこれを認めない。 ハ. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得に関しては、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株となります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）、（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の定めに基づいて合理的に決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2. に従って定める調整後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額からイに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

新株予約権の取得の事由及び消却条件

イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ロ. 当社は、新株予約権者が、上記「新株予約権の行使条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとします。



平成21年6月20日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,374(注)1	3,345(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	337,400	334,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	66,400	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年6月23日 至平成26年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1. 発行価格 66,400円(注)2 2. 資本組入額 33,200円	同左
新株予約権の行使の条件	イ. 新株予約権者は、権利行使時において当社又は子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。 ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ロ. 新株予約権の相続はこれを認めない。 ハ. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得に関しては、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株となります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）、（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の定めに基づいて合理的に決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2. に従って定める調整後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額からイに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

新株予約権の取得の事由及び消却条件

イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ロ. 当社は、新株予約権者が、上記「新株予約権の行使条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとします。

平成22年6月19日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,441(注)1	3,395(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	344,100	339,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	61,500	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年8月7日 至平成27年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1.発行価格 61,500円(注)2 2.資本組入額 30,750円	同左
新株予約権の行使の条件	イ.新株予約権者は、権利行使時において当社又は子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。 ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ロ.新株予約権の相続はこれを認めない。 ハ.各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得に関しては、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株となります。

2.新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）、（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の定めに基づいて合理的に決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2. に従って定める調整後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額からイに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

新株予約権の取得の事由及び消却条件

イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ロ. 当社は、新株予約権者が、上記「新株予約権の行使条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとします。

平成23年6月18日 定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,685(注)1	4,607(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	468,500	460,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	77,200	同左
新株予約権の行使期間	自平成26年8月24日 至平成28年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1. 発行価格 77,200円(注)2 2. 資本組入額 38,600円	同左
新株予約権の行使の条件	イ. 新株予約権者は、権利行使時において当社又は子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。 ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ロ. 新株予約権の相続はこれを認めない。 ハ. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得に関しては、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株となります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）、（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の定めに基づいて合理的に決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2. に従って定める調整後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額からイに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

新株予約権の取得の事由及び消却条件

イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ロ. 当社は、新株予約権者が、上記「新株予約権の行使条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとします。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残高 (千円)
平成20年2月20日 (注)1	84,270	21,662,408	27,429	4,323,175	27,429	4,738,158
平成20年5月15日 (注)2	1,200,000	20,462,408	-	4,323,175	-	4,738,158
平成20年7月24日 (注)3	-	20,462,408	-	4,323,175	1,500,000	3,238,158

- (注)1. (株)真電株主への普通株式割当てによる新株の発行によるものであります。  
2. 自己株式の消却によるものであります。  
3. 会社法448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

(6)【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	17	18	121	38	11	11,381	11,586	-
所有株式数 (単元)	-	23,430	920	71,778	1,904	22	105,963	204,017	60,708
所有株式数の割合(%)	-	11.5	0.5	35.2	0.9	0.0	51.9	100.0	-

- (注)1. 自己株式1,421,661株は「個人その他」に14,216単元及び「単元未満株式の状況」に61株を含めて記載しております。  
なお、株主名簿記載上の自己株式は1,421,661株であります。平成24年3月31日現在の実保有株式数は1,420,661株であります。  
また、上記のほか、平成24年3月31日現在の連結財務諸表及び財務諸表において、自己株式として開示している当社株式が380,900株あり、「個人その他」に3,809単元を含めて記載しております。これは、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」(以下「E S O P信託」という。)の導入により平成23年9月27日付で行ったE S O P信託口への自己株式の譲渡について、表示上、当社とE S O P信託口が一体のものであると認識し、平成24年3月31日現在、E S O P信託口が所有する当社株式380,900株を自己株式として開示していることによるものであります。  
2. 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が94単元含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
野島廣司有限会社	神奈川県相模原市中央区弥栄1-7-2	1,950	9.5
野島 絹代	神奈川県相模原市中央区	1,906	9.3
ティーエヌホールディングス 株式会社	神奈川県相模原市中央区中央3-3-3	1,330	6.5
真柄 準一	新潟県新潟市西区	1,047	5.1
財団法人真柄福祉財団	新潟県新潟市中央区万代2-3-16	852	4.2
有限会社ケイエッチ	神奈川県相模原市中央区淵野辺1-2-21	750	3.7
有限会社ノマ	神奈川県相模原市中央区中央3-3-3	750	3.7
野島 隆久	神奈川県相模原市中央区	609	3.0
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	560	2.7
ネックス社員持株会	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3	526	2.6
計	-	10,281	50.2

(注) 上記のほか、自己株式が1,421千株あります。



( 8 ) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,420,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,981,100	189,801	-
単元未満株式	普通株式 60,708	-	-
発行済株式総数	20,462,408	-	-
総株主の議決権	-	189,801	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が9,400株及び当社が実質的に所有していない自己株式1,000株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数94個が含まれております。

2. 議決権の数には、実質的に所有していない自己株式分(10個)は含まれておりません。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ノジマ	神奈川県相模原市中央区 横山一丁目1番1号	1,420,600	-	1,420,600	6.94
計	-	1,420,600	-	1,420,600	6.94

(注) 1. 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権の数10個)あります。

2. 上記のほか、平成24年3月31日現在の連結財務諸表及び財務諸表において、自己株式として開示している当社株式が380,900株あります。これは、E S O P信託の導入により平成23年9月27日付で行ったE S O P信託口への自己株式の譲渡について、表示上、当社とE S O P信託口が一体のものであると認識し、平成24年3月31日現在、E S O P信託口が所有する当社株式380,900株を自己株式として開示していることによるものであります。

( 9 ) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成20年6月21日 定時株主総会決議)

会社法に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認められた者に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを、平成20年6月21日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役 10名 当社従業員 229名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)1
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）、（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の定めに基づいて合理的に決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記1. に従って定める調整後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額からイに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

新株予約権の取得の事由及び消却条件

イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ロ. 当社は、新株予約権者が、上記「新株予約権の行使条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとします。

(平成21年6月20日 定時株主総会決議)

会社法に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認められた者に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成21年6月20日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役 15名 当社従業員 325名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)1
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）、（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の定めに基づいて合理的に決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記1. に従って定める調整後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額からイに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

新株予約権の取得の事由及び消却条件

イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ロ. 当社は、新株予約権者が、上記「新株予約権の行使条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとします。

(平成22年6月19日 定時株主総会決議)

会社法に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認められた者に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成22年6月19日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役 16名 当社従業員 555名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)1
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）、（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の定めに基づいて合理的に決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記1. に従って定める調整後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額からイに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

新株予約権の取得の事由及び消却条件

イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ロ. 当社は、新株予約権者が、上記「新株予約権の行使条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとします。

(平成23年6月18日 定時株主総会決議)

会社法の規定に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めたる者に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成23年6月18日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役 19名 当社従業員 873名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)1
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$



2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）、（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の定めに基づいて合理的に決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記1. に従って定める調整後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額からイに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

新株予約権の取得の事由及び消却条件

イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ロ. 当社は、新株予約権者が、上記「新株予約権の行使条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとします。

(平成24年6月23日 定時株主総会決議)

会社法の規定に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認められた者に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成24年6月23日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成24年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役、執行役、従業員、子会社の取締役、従業員 (人数は未定)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	500,000株を上限とする。(未定)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定(注)1
新株予約権の行使期間	新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から3年を経過した日を始期として、その後2年間とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。 ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分はこれを認めない。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）、（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、新株予約権の定めに基づいて合理的に決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記1. に従って定める調整後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は、これを切り上げます。

ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額からイに定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

新株予約権の取得の事由及び消却条件

イ. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。

ロ. 当社は、新株予約権者が、上記「新株予約権の行使条件」に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

ハ. 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとします。

(10)【従業員株式所有制度の内容】

従業員株式所有制度の概要

当社は、平成23年8月2日開催の取締役会において、当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」（以下「E S O P信託」という。）の導入を決議いたしました。

本プランでは、「ネクス社員持株会」（以下「当社持株会」という。）へ当社株式を譲渡していく目的で設立する「E S O P信託口」が、平成23年9月以降3年間にわたり当社持株会が取得する規模の株式を予め一括して取得し、当社持株会へ売却を行います。

その後、E S O P信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。信託終了時に、株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

当社持株会に取得させる予定の株式の総数

469,500株

E S O P信託による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社持株会加入員のうち、受益者用件を充足する者

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成23年11月1日及び平成23年11月29日)での決議状況 (取得期間 平成23年11月2日～平成23年12月31日)	220,000	200,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	216,200	132,314,400
残存決議株式の総数及び価額の総額	3,800	67,685,600
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	1.7	33.8
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	1.7	33.8

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	581	381,268
当期間における取得自己株式(注)	108	52,920

(注) 当期間における自己株式の取得に係る内容については、平成24年6月16日からこの有価証券報告書提出日までの取得自己株式の処理は含まれておらず、保有自己株式数は平成24年6月15日現在のものです。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間(注2)	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(注)1、2	493,927	265,733,791	1,100	604,153
保有自己株式数	1,420,661	-	1,419,669	-

(注) 1. 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数24,400株、処分価額の総額13,149,580円)、単元未満株式の売渡請求による売渡(株式数27株、処分価額の総額16,686円)及びE S O P信託口への譲渡(株式数469,500株、処分価額の総額252,567,525円)であります。また、当期間は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、平成24年6月16日からこの有価証券報告書提出日までの取得自己株式の処理は含まれておらず、保有自己株式数は平成24年6月15日現在のものです。

### 3【配当政策】

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を勘案し、継続して安定した配当を実施することを基本方針としております。

また、当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨、並びに「取締役会議の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

上記の基本方針と、当事業年度の実績を勘案し、期末配当金を1株につき10円とし、既に平成23年12月6日に10円の中間配当金をお支払いいたしましたので、年間配当金としては1株につき20円とさせていただきます。

内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える販売及び管理体制を強化し、グループ戦略の展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成23年11月1日 取締役会決議	192,457	10
平成24年5月8日 取締役会決議	190,417	10

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第46期 平成20年3月	第47期 平成21年3月	第48期 平成22年3月	第49期 平成23年3月	第50期 平成24年3月
最高(円)	714	450	970	942	820
最低(円)	293	185	343	504	583

(注) 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所JASDAQにおけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。それ以前はジャスダック証券取引所におけるものであります。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	689	703	639	624	615	635
最低(円)	626	614	585	602	595	602

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	-	野島 廣司	昭和26年1月12日生	昭和48年4月 有限会社野島電気商会 (現株式会社ノジマ)入社 昭和53年8月 当社取締役 平成3年1月 当社専務取締役 平成6年7月 当社代表取締役社長 平成12年2月 ソロン株式会社 代表取締役 平成14年5月 当社CEO兼執行役員 管理統括本部長 平成14年6月 (株)ブロードバンド・ジャパン 代表取締役社長 平成15年6月 当社取締役兼代表執行役社長 CEO兼管理統括本部長 平成17年5月 当社取締役兼代表執行役社長 平成18年4月 当社取締役兼代表執行役会長 CEO 平成19年4月 当社取締役兼代表執行役会長 (CEO)兼管理本部長 平成19年10月 西日本電電株式会社代表取締役 平成19年6月 当社取締役兼代表執行役会長 兼社長 平成20年6月 当社取締役兼代表執行役社長 (CEO)(現任) 平成23年12月 西日本モバイル株式会社 取 締役(現任)	(注)3	241
取締役	-	三枝 達実	昭和31年5月7日生	昭和55年6月 有限会社野島電気商会 (現株式会社ノジマ)入社 平成3年6月 当社取締役 平成12年2月 ソロン株式会社取締役 平成13年1月 当社常務取締役執行役員MD 本部長兼PCMD部長 平成14年7月 専務取締役兼執行役員M&M 統括本部長兼家電MD部長 平成15年6月 取締役兼専務執行役MD本部 長兼家電MDグループ長 平成17年6月 当社取締役兼代表執行役専務 マーケティング本部長 平成18年4月 当社取締役兼代表執行役社長 COO 平成19年6月 当社取締役兼代表執行役副社 長兼CSR推進部長 平成20年6月 当社取締役兼代表執行役専務 兼CSR推進部長 平成21年3月 当社取締役兼代表執行役専務 兼財務経理部長 平成23年10月 当社取締役兼代表執行役専務 兼経営企画部長 平成23年12月 西日本モバイル株式会社 代 表取締役社長(現任) 平成24年4月 当社取締役兼代表執行役専務 内部監査・コンプライアンス 担当 平成24年6月 当社取締役兼代表執行役専務 兼人事総務部長(現任)	(注)3	97
取締役	-	福田 浩一郎	昭和45年5月6日生	平成6年4月 当社入社 平成22年3月 当社店舗運営管理部第二ブ ロックブロック長 平成23年4月 当社店舗運営管理第二部長 (現任) 平成23年6月 当社執行役(現任) 平成24年6月 当社取締役(現任)	(注)3	7

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	-	佐藤 文三	昭和47年10月4日生	平成7年4月 株式会社リンリン入社 平成10年4月 当社転籍 平成17年6月 当社執行役(現任) 平成17年10月 当社MDグループ統括兼AV MDグループ長 平成18年4月 当社MD統括兼情報MDグ ループ長 平成18年10月 当社マーケティング本部物流 管理グループ長 平成20年4月 当社販売企画部長 平成20年10月 当社販売支援推進部長 平成21年3月 当社情報サブライ販売推進部 長 平成22年10月 当社物流CS推進部長 平成23年8月 当社物流推進部長 平成24年4月 当社家電CS物流推進部長 (現任) 平成24年6月 当社取締役(現任)	(注)3	7
取締役	-	山内 渉	昭和25年8月2日生	平成19年3月 当社執行役真電事業部経営企 画室長 平成19年6月 当社執行役企画管理部経営管 理グループ長 平成20年4月 当社執行役販売企画部企画グ ループ長 平成20年10月 当社執行役販売企画部長(現 任) 平成22年6月 当社取締役兼執行役兼販売企 画部長(現任)	(注)3	1
取締役	-	石坂 洋三	昭和22年7月4日生	平成9年2月 株式会社富士銀行 支店部参事役 平成11年9月 当社顧問 平成12年8月 当社執行役員人事部長 平成14年6月 当社監査役 平成14年6月 (株)ブロードバンド・ジャパン 監査役 平成15年6月 当社取締役(現任) 平成17年6月 ソロン(株)監査役 平成18年5月 株式会社WAVE監査役就任 平成20年3月 ソロン株式会社常務取締役兼 販売推進部長 平成23年10月 当社執行役モバイルコミュニ ケーション推進部長(現任) 平成23年12月 西日本モバイル株式会社 取 締役(現任)	(注)3	27
取締役	-	金高 英紀	昭和30年8月31日生	昭和54年4月 株式会社東京銀行(現株式会 社三菱東京UFJ銀行)入行 平成14年4月 同行新宿西口支社長 平成19年4月 同行監査部業務監査室上席 監査役 平成21年6月 株式会社荒井製作所執行役員 当社顧問 平成23年2月 当社取締役(現任) 平成23年6月 西日本モバイル株式会社 監 査役(現任) 平成24年6月	(注)3	-
取締役	-	木村 喬	昭和20年6月27日生	昭和44年3月 株式会社西友ストア(現株式 会社西友)入社 平成9年8月 同社常務取締役 平成11年5月 株式会社東京シティファイナ ンス代表取締役社長 平成15年9月 株式会社ミーンズヴィレッジ 設立 代表取締役(現任) 平成16年7月 株式会社さくらや代表取締役 社長 平成19年6月 当社取締役(現任)	(注)3	2



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	-	星名 光男	昭和17年10月13日生	昭和41年3月 株式会社岡田屋入社 平成6年5月 ジャスコ株式会社取締役 平成12年5月 同社専務取締役 平成15年5月 イオン株式会社専務執行役 平成16年5月 同社常任顧問(現任) 平成19年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	-	松嶋 英機	昭和18年4月19日生	昭和46年4月 弁護士登録(東京弁護士会)清水直法律事務所入所 昭和51年3月 独立事務所開設 平成16年1月 西村ときわ法律事務所代表 パートナー弁護士 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成19年7月 西村あさひ法律事務所代表 パートナー弁護士(現任)	(注)3	-
取締役	-	梅津 武	昭和16年12月29日生	平成11年7月 練馬東税務署長 平成13年4月 当社顧問税理士 平成15年6月 当社取締役(現任)	(注)3	5
取締役	-	五味 康昌	昭和18年2月8日生	昭和41年4月 株式会社三菱銀行(現株式会 社三菱東京UFJ銀行)入行 平成5年6月 同行取締役米州本部米州企画 部長(特命担当バンクオブカ ルフォルニア会長兼頭取兼 務) 平成9年5月 同行常務取締役兼業務企画部 長 平成14年6月 同行専務取締役兼法人営業部 門長 平成15年5月 同行副頭取兼法人営業部門長 平成16年6月 三菱証券株式会社取締役会長 平成17年10月 三菱UFJ証券株式会社取締 役会長 平成21年5月 同社(現三菱UFJ証券ホー ルディングス株式会社)相談 役(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	-	久夢良木 健	昭和25年8月2日生	昭和50年4月 ソニー株式会社入社 平成5年11月 株式会社ソニー・コンピュー タエンタテインメント取締役 平成8年6月 同社専務取締役 平成9年6月 同社代表取締役専務 平成9年10月 同社代表取締役副社長 平成11年4月 同社代表取締役社長 平成12年6月 ソニー株式会社取締役 平成13年4月 株式会社ソニー・コンピュー タエンタテインメント代表取 締役社長兼CEO 平成15年6月 ソニー株式会社取締役執行役 副社長 平成15年11月 同社取締役執行役副社長兼C EO 平成16年4月 株式会社ソニー・コンピュー タエンタテインメント代表取 締役社長兼グループCEO 平成19年6月 同社名誉会長 平成19年6月 ソニー株式会社シニア・テク ノロジーアドバイザー(現 任) 平成20年6月 株式会社角川グループホール ディングス 取締役(現任) 平成21年6月 株式会社角川マガジンス取締 役(現任) 平成21年10月 サイバーアイ・エンターテイ ンメント株式会社代表取締役 社長(現任) 平成22年3月 楽天株式会社取締役(現任) 平成23年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	-	神谷 光治	昭和21年 8月16日生	平成20年10月 当社顧問 平成21年 3月 当社人事総務部長 平成21年10月 当社執行役兼人事総務部長 平成23年 4月 当社執行役 平成23年 6月 当社取締役(現任)	(注)3	2
取締役	-	野村 秀樹	昭和19年10月14日生	昭和43年 4月 日本電信電話公社入社 平成 8年 6月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社取締役営業推進部長 平成10年 6月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社常務取締役千葉支店長 平成12年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ常務取締役営業本部長 平成14年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海代表取締役社長 平成17年 6月 ドコモ・サービス株式会社代表取締役社長 平成21年 6月 ドコモ・サービス株式会社相談役(現任) 平成24年 6月 当社取締役(現任)	(注)3	-
計						391

(注) 1. 取締役金高英紀、木村喬、星名光男、松嶋英機、梅津武、五味康昌、久寿良木健、野村秀樹の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 当社の委員会体制については次のとおりであります。

- 指名委員会 委員長 三枝達実  
委員 野島廣司、金高英紀、木村喬、星名光男
- 報酬委員会 委員長 神谷光治  
委員 野島廣司、金高英紀、木村喬、星名光男
- 監査委員会 委員長 金高英紀  
委員 松嶋英機、梅津武

3. 平成24年 6月23日開催の定時株主総会の終結の時から 1年間であります。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役	社長(CEO)	野島 廣司	(1)取締役の状況参照	同左	(注)	241
代表執行役	専務兼人事総務部長	三枝 達実	(1)取締役の状況参照	同左	(注)	97
執行役	店舗運営管理第二部長	福田 浩一郎	(1)取締役の状況参照	同左	(注)	7
執行役	家電CS物流推進部長	佐藤 丈三	(1)取締役の状況参照	同左	(注)	7
執行役	販売企画部長	山内 渉	(1)取締役の状況参照	同左	(注)	1
執行役	モバイルコミュニケーション推進部長	石坂 洋三	(1)取締役の状況参照	同左	(注)	27
執行役	AV情報推進部長	鍋島 賢一	昭和49年4月22日生	平成8年6月 株式会社リンリン入社 平成10年4月 当社転籍 平成17年8月 当社マーケティング本部第二MKグループエリア長 平成18年4月 当社販売本部販売推進部家電販売グループ長 平成21年3月 当社AV家電販売推進部長 平成21年6月 当社執行役(現任) 平成22年10月 当社AV家電情報販売推進部長 平成23年8月 当社販売推進部長 平成24年4月 当社AV情報推進部長(現任)	(注)	4
執行役	店舗運営管理第一部長	倉持 昭彦	昭和41年8月1日生	平成9年10月 当社入社 平成18年6月 当社マーケティング本部執行役MK統括 平成19年2月 当社執行役(現任) 平成19年2月 当社内部統制グループ長 平成19年4月 当社販売推進部AV販売推進グループ長 平成20年4月 当社AV販売推進部長 平成21年3月 当社店舗運営管理部長 平成23年4月 当社店舗運営管理第一部長(現任)	(注)	9
執行役	店舗開発部長	広瀬 哲夫	昭和22年6月24日生	平成15年4月 当社入社 当社第一開発グループ長 平成18年4月 当社業務役員兼店舗開発グループ長 平成19年6月 当社執行役兼店舗開発グループ長 平成20年4月 当社店舗開発部長(現任) 平成22年3月 当社執行役(現任)	(注)	10
執行役	財務経理部長	小鈴 信雄	昭和22年7月18日生	平成19年3月 当社入社 平成20年4月 ソロン株式会社取締役管理部長 平成23年10月 当社執行役兼財務経理部長(現任) 平成23年12月 西日本モバイル株式会社監査役(現任)	(注)	38
執行役	IT戦略事業部長	野島 亮司	昭和54年1月24日生	平成17年1月 株式会社イーネット・ジャパン入社 平成20年1月 同社代表取締役社長 平成20年10月 当社入社 平成23年10月 当社IT戦略事業部長(現任) 平成24年6月 当社執行役(現任)	(注)	3
計						447

(注) 平成24年6月23日の定時株主総会終結後最初に開催された取締役会の終結の時から1年間であります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の執行と監督を分離し、経営の透明性を高めるとともに、経営の効率化、スピードを一層向上させて、株主をはじめとするステークホルダーの立場に立って企業価値を最大化することにあります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

#### イ．企業統治の体制の概要及び企業統治の体制を採用する理由

当社は、透明度の高い経営を目指し、平成15年6月より業界に先駆けて「委員会設置会社」への移行を行いました。経営環境の急激な変化に対応し、迅速かつ確な意思決定を図るために、業務執行については執行役に委ね、取締役会は事業計画等経営方針の承認と執行役の業務執行を監督する体制をとっております。取締役会においては、取締役15名のうち8名を社外から招聘し、多面的な社外の視点を積極的に取り入れることができる体制となっております。また、監査委員会につきましても、3名全員が社外取締役で構成されており、独立した視点からのモニタリングが行われることにより、経営監視体制は有効に機能していると考えております。

<各機関の主要な役割>

#### ・取締役会

法令、定款で定められた事項についての決定、委員会メンバーの選解任、執行役の選解任、執行役の業務執行の監督、中期経営計画、株主総会の議案、株主総会の決議により授権された事項、重要な規程等の事項を決定しております。

#### ・監査委員会

取締役及び執行役の職務の執行の監査並びに監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行う法定の機関であり、取締役会で3名の委員を選定しております。監査委員会は、社外取締役である金高英紀、松嶋英機及び梅津武の各氏で構成され、委員長は金高英紀氏が務めております。

監査委員松嶋英機氏は、弁護士の資格を有しております。

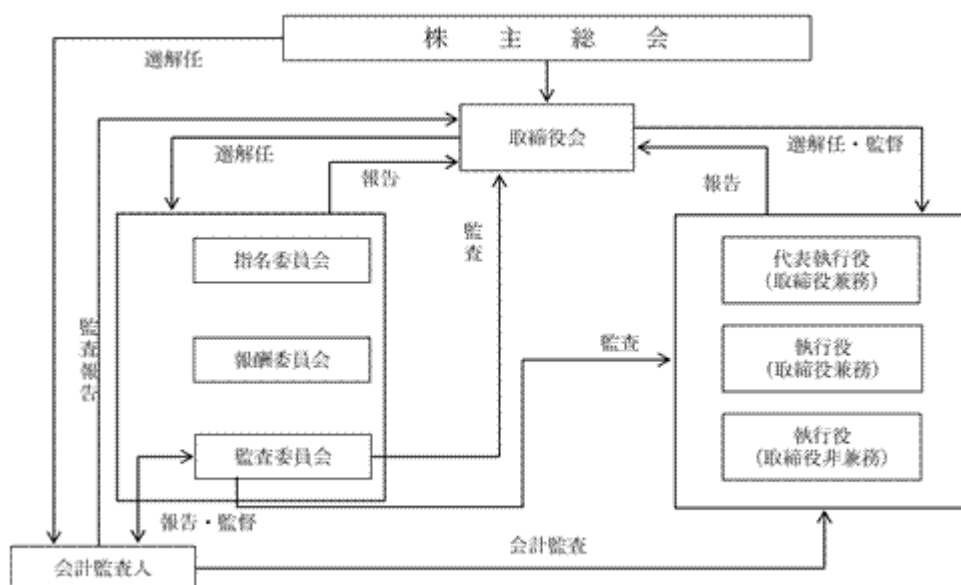
#### ・指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案を決定する法定の機関であり、取締役会で5名の委員を選定しております。指名委員会は、取締役である三枝達実及び野島廣司の両氏、並びに社外取締役である金高英紀、木村喬及び星名光男の各氏で構成され、委員長は三枝達実氏が務めております。

#### ・報酬委員会

取締役及び執行役の報酬等の内容に係る決定に関する方針並びに個人別報酬等の内容を決定する法定の機関であり、取締役会で5名の委員を選定しております。報酬委員会は、取締役である神谷光治及び野島廣司の両氏、並びに社外取締役である金高英紀、木村喬及び星名光男の各氏で構成され、委員長は神谷光治氏が務めております。

ロ．業務執行・監査の仕組み、内部統制の仕組みの模式図は以下のとおりであります。



#### ハ．会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況及び内部監査の状況

当社は内部牽制組織の整備を図るとともに、内部監査グループ及びコンプライアンスグループを設置しております。

内部監査グループ（人員 8 名）は各店舗及び本部全セクション、商品センターを定期的に巡回し、法令、定款及び社内諸規程を遵守し業務が適正に遂行されているかを監査し、その結果は適宜経営者へ報告を行っております。コンプライアンスグループ（人員 4 名）は、法令、定款及び社内諸規程の遵守を徹底するため、従業員に対する指導教育を計画的に実施しているほか、内部通報制度を活用することにより、問題を早期に発見し、適切に対応しております。

会社組織全体の内部統制につきましては、健全かつ適正に業務運営するため「内部統制委員会」を設置し、グループ全体のリスク管理体制及びコンプライアンス体制、財務報告に係る内部統制体制を推進しております。

また、監査委員会と内部監査グループ及び会計監査人は、定期的に又は必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の実効性を高めるとともに、相互の連携強化に努めております。

#### ニ．会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は杉本茂次、水上亮比呂及び三富康史の各氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属し、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 5 名、その他 4 名であります。

#### ホ．社外取締役との関係

当社では、社外取締役 8 名を選任しております。

金高英紀氏につきましては、金融関係業務において培った経験や知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。

木村喬氏につきましては、小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。また、大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

星光光男氏につきましては、小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。

松嶋英機氏につきましては、弁護士として培われた法律の専門家としての経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。

梅津武氏につきましては、税理士として会計税務に関する経験や知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。

五味康昌氏につきましては、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社相談役を兼任しております。同社子会社は当社の社員持株会、役員持株会の業務委託先であります。その他特別な利害関係はありません。金融機関における豊富な経験や知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。

久寿良木健氏につきましては、メーカーやエンタテインメント業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験や知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。

野村秀樹氏につきましては、通信業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験や知識等を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。

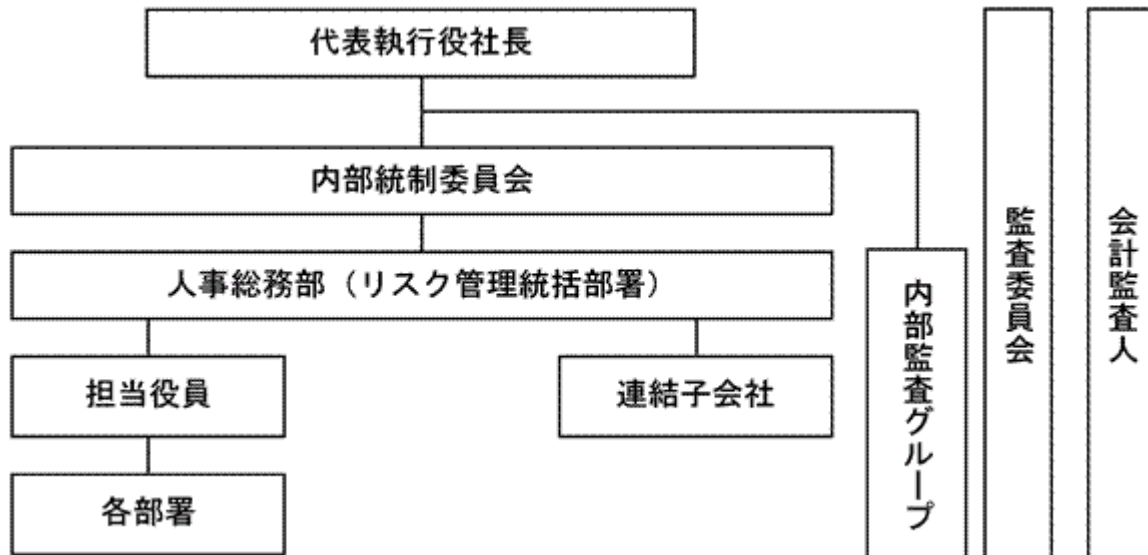
なお、監査委員会は 3 名全員が社外取締役で構成されており、監査委員会と内部監査グループ及び会計監査人は、定期的に又は必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の実効性を高めるため、相互に連携強化に努めております。

リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理を適切に実施するための組織及び責任者を次のとおり設置し、リスク管理上の役割と責任を課しております。

当社が認識するリスク

- イ．顧客イメージリスク
  - ロ．商品価値の変動に係るリスク
  - ハ．出店及び閉店に係るリスク
  - ニ．市場リスク
  - ホ．システムリスク
  - ヘ．顧客情報管理に関するリスク
  - ト．コンプライアンスリスク
  - チ．その他のリスク
- <リスク管理体制>



役員報酬の内容

(対象期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の人員 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	119,936	119,900	36	-	-	6
執行役	67,171	66,400	27	-	744	8
社外取締役	35,835	35,500	10	-	325	9

- (注) 1. 取締役と執行役の兼任者の報酬は、取締役の欄に総額を記載しております。  
 2. 期末の人員は、取締役14名、執行役12名で、うち5名は取締役と執行役を兼任しております。  
 3. 報酬委員会に基づく報酬は、会社法第404条第3項並びに同法第409条第3項1号による確定額であります。  
 4. 取締役、執行役の対象期間内の異動は次のとおりであります。  
     退任 取締役 1名(社外取締役)  
         執行役 1名  
     就任 取締役 3名  
         執行役 3名(うち1名 取締役兼務)  
 5. 取締役及び執行役の個人別報酬は、ノジマ経営理念の具体的実践において、コミットメントに対する業績に連動した報酬、株主やその他の利害関係者からみてオープンで公正な報酬、新しい人材の確保・獲得ができる競争力のある報酬体系を基本方針とし、当社経営環境、業績、コミットメントに対する成果をもとに、就任時に決定されるむこう1年間の取締役及び執行役の個人別の固定報酬部分と、前事業年度の会社の業績に対する取締役及び執行役の成果を反映した業績連動報酬部分とで構成します。

責任限定契約内容の概要

当社(以下、「監査受嘱者」という。)と会計監査人有限責任監査法人トーマツ(以下、「監査受嘱者」という。)は、監査及び四半期レビュー契約(以下、「監査契約」という。)及び監査約款に違反したときは、相手方に対し、その損害を賠償します。

ただし、監査受嘱者は、監査契約及び監査約款の履行に伴い、故意あるいは重大な過失があった場合を除き、監査受嘱者に対する損害賠償責任を負いません。

また、監査受嘱者が監査受嘱者に対して損害賠償責任を負う事由に関し、監査受嘱者又はその役員若しくは幹部社員に過失があるときは、監査受嘱者の損害賠償の責任又はその金額を定める際に斟酌し減免するものとします。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

取締役の定数

当社の取締役は、20名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨も定款に定めております。

#### 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

##### イ．自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

##### ロ．取締役の責任免除の決定機関

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としてこれを免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

##### ハ．執行役の責任免除の決定機関

当社は、会社法第426条第1項の規定により、執行役（執行役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任につき、その執行役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としてこれを免除することができる旨を定款に定めております。これは、執行役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第32条第2項において、取締役の責任免除に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が社外取締役と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

##### 社外取締役との責任限定契約

社外取締役は、会社法第423条第1項の賠償責任について、その社外取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金5百万円以上であらかじめ定める額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額とする。



株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
24銘柄 517,014千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)第四銀行	554,000	152,350	企業間取引の強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	288,100	110,630	企業間取引の強化
(株)ビック東海	39,600	29,858	企業間取引の強化
丸三証券(株)	61,700	25,050	企業間取引の強化
(株)丸井グループ	46,000	24,702	企業間取引の強化
(株)横浜銀行	50,000	19,750	企業間取引の強化
ダイニチ工業(株)	29,300	18,459	企業間取引の強化
(株)エフエムラジオ新潟	352	18,304	企業間取引の強化
(株)サンバーストにいがた	203	10,150	企業間取引の強化
(株)コロナ	10,800	8,985	企業間取引の強化
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	4,700	8,901	企業間取引の強化
新和証券(株)	10,000	8,000	企業間取引の強化
ツインバード工業(株)	14,000	5,292	企業間取引の強化
(株)エヌ・エヌ・エー	100	5,286	企業間取引の強化
(株)ジャックス	20,000	4,460	企業間取引の強化
(株)文教堂	12,600	2,431	企業間取引の強化
第一生命保険(株)	19	2,384	企業間取引の強化
(株)みずほフィナンシャルグループ	13,000	1,794	企業間取引の強化
キャノンマーケティングジャパン(株)	1,155	1,193	企業間取引の強化
(株)しばたショッピングセンター	20	1,000	企業間取引の強化
(株)アルビレックス新潟	200	765	企業間取引の強化
(株)けんと放送	20	16	企業間取引の強化
ユーディーエム(株)	24,000	0	企業間取引の強化

当事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)第四銀行	554,000	161,214	企業間取引の強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	288,100	118,697	企業間取引の強化
(株)TOKAIホールディングス	91,080	36,249	企業間取引の強化
(株)丸井グループ	46,000	31,740	企業間取引の強化
丸三証券(株)	61,700	23,014	企業間取引の強化
ダイニチ工業(株)	29,300	22,766	企業間取引の強化
(株)横浜銀行	50,000	20,700	企業間取引の強化
エレコム(株)	10,000	17,850	企業間取引の強化
(株)コロナ	10,800	13,597	企業間取引の強化
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	4,700	7,985	企業間取引の強化
ツインバード工業(株)	14,000	6,244	企業間取引の強化
(株)ジャックス	20,000	5,900	企業間取引の強化
(株)文教堂グループホールディングス	12,600	2,381	企業間取引の強化
第一生命保険(株)	19	2,171	企業間取引の強化
(株)みずほフィナンシャルグループ	13,000	1,755	企業間取引の強化
キヤノンマーケティングジャパン(株)	1,155	1,225	企業間取引の強化

八．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)			
	貸借対照表計上額 の合計額	貸借対照表計上額 の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	-	-	-	-	-
上記以外の株式	39,900	41,200	1,400	-	1,300

二．投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

ホ．投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	30,000	-	35,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	30,000	-	35,000	-

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日程等を勘案した上で決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の変更等について適切に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】  
(1)【連結財務諸表】  
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,606,035	3,823,596
受取手形及び売掛金	12,915,707	14,395,424
商品及び製品	23,190,035	19,815,556
原材料及び貯蔵品	23,292	9,383
繰延税金資産	1,279,993	1,011,999
未収入金	5,340,986	4,680,323
未収還付法人税等	-	809,181
その他	575,374	535,894
貸倒引当金	16,628	2,300
流動資産合計	46,914,796	45,079,060
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	<sup>1</sup> 10,266,648	<sup>1</sup> 11,062,023
減価償却累計額	<sup>2</sup> 5,705,668	<sup>2</sup> 5,713,462
建物及び構築物(純額)	4,560,979	5,348,561
車両運搬具	77,573	72,040
減価償却累計額	<sup>2</sup> 47,424	<sup>2</sup> 50,741
車両運搬具(純額)	30,149	21,299
工具、器具及び備品	5,483,559	5,733,147
減価償却累計額	<sup>2</sup> 3,865,041	<sup>2</sup> 3,900,215
工具、器具及び備品(純額)	1,618,517	1,832,932
土地	<sup>1</sup> 3,480,275	<sup>1</sup> 4,940,444
建設仮勘定	417,120	262,579
有形固定資産合計	10,107,042	12,405,817
無形固定資産		
のれん	63,843	31,324
ソフトウェア	21,151	680,156
商標権	1,242	1,048
借地権	8,401	8,401
その他	64,745	-
無形固定資産合計	159,384	720,931
投資その他の資産		
投資有価証券	499,665	558,214
長期貸付金	13,337	-
繰延税金資産	569,114	625,172
敷金及び保証金	<sup>1</sup> 5,499,669	<sup>1</sup> 5,989,577
その他	320,043	347,580
貸倒引当金	28,523	37,413
投資その他の資産合計	6,873,306	7,483,131
固定資産合計	17,139,733	20,609,880
資産合計	64,054,529	65,688,941

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	18,943,717	21,234,472
短期借入金	760,132	500,000
1年内返済予定の長期借入金	2,909,793	2,472,183
1年内償還予定の社債	250,000	250,000
未払金	2,967,619	3,143,639
未払法人税等	2,240,302	-
未払消費税等	323,759	319,972
ポイント引当金	2,478,353	2,962,764
その他	2,990,138	2,329,728
流動負債合計	33,863,816	33,212,760
<b>固定負債</b>		
社債	625,000	375,000
長期借入金	3,807,519	5,408,669
販売商品保証引当金	1,900,351	2,025,985
退職給付引当金	1,288,146	1,450,707
役員退職慰労引当金	142,993	148,209
資産除去債務	25,588	31,282
負ののれん	1,062,185	-
その他	660,108	630,439
固定負債合計	9,511,893	10,070,293
負債合計	43,375,709	43,283,054
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	4,323,175	4,323,175
資本剰余金	4,227,970	4,294,941
利益剰余金	12,965,955	14,705,541
自己株式	913,292	1,043,077
株主資本合計	20,603,808	22,280,581
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他の有価証券評価差額金	11,873	29,161
その他の包括利益累計額合計	11,873	29,161
新株予約権	63,137	96,143
純資産合計	20,678,820	22,405,886
負債純資産合計	64,054,529	65,688,941

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高	213,500,608	211,051,815
売上原価	172,142,749	171,024,091
売上総利益	41,357,859	40,027,724
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	8,551,308	8,143,457
給料手当及び賞与	10,993,866	11,636,335
役員退職慰労引当金繰入額	5,959	6,249
退職給付費用	206,024	225,294
地代家賃	5,221,225	5,919,535
減価償却費	1,438,404	1,663,902
その他	10,453,599	11,689,366
販売費及び一般管理費合計	36,870,388	39,284,141
営業利益	4,487,471	743,582
営業外収益		
受取利息	28,922	28,104
仕入割引	1,734,716	1,533,580
負ののれん償却額	1,182,818	1,062,185
その他	187,306	209,466
営業外収益合計	3,133,764	2,833,337
営業外費用		
支払利息	179,397	151,584
社債利息	5,048	3,473
貸倒引当金繰入額	4,594	-
支払手数料	89,399	92,654
その他	72,280	66,473
営業外費用合計	350,719	314,184
経常利益	7,270,515	3,262,734
特別利益		
投資有価証券売却益	202	-
投資有価証券評価損戻入益	-	24,847
賃貸借解約補償金	-	11,018
固定資産売却益	11,360	-
本部移転費用引当金戻入額	12,013	-
関係会社清算益	8,789	-
その他	976	3,415
特別利益合計	33,342	39,280

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
特別損失		
固定資産売却損	2 3,386	2 26,811
固定資産除却損	3 34,360	3 117,703
投資有価証券評価損	90,470	-
減損損失	4 784,677	4 36,971
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	203,669	-
災害による損失	114,619	8,526
その他	13,753	11,278
特別損失合計	1,244,936	201,291
税金等調整前当期純利益	6,058,922	3,100,723
法人税、住民税及び事業税	3,265,834	771,536
法人税等調整額	915,896	209,496
法人税等合計	2,349,938	981,033
少数株主損益調整前当期純利益	3,708,983	2,119,689
当期純利益	3,708,983	2,119,689



【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	3,708,983	2,119,689
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7,617	17,287
その他の包括利益合計	7,617	17,287
包括利益	3,701,366	2,136,977
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,701,366	2,136,977
少数株主に係る包括利益	-	-

## 【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	4,323,175	4,323,175
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,323,175	4,323,175
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	4,241,373	4,227,970
当期変動額		
自己株式の処分	13,403	66,971
当期変動額合計	13,403	66,971
当期末残高	4,227,970	4,294,941
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	9,556,185	12,965,955
当期変動額		
剰余金の配当	299,213	380,103
当期純利益	3,708,983	2,119,689
当期変動額合計	3,409,770	1,739,586
当期末残高	12,965,955	14,705,541
<b>自己株式</b>		
当期首残高	953,120	913,292
当期変動額		
自己株式の取得	261	456,650
自己株式の処分	40,089	326,865
当期変動額合計	39,827	129,784
当期末残高	913,292	1,043,077
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	17,167,613	20,603,808
当期変動額		
剰余金の配当	299,213	380,103
当期純利益	3,708,983	2,119,689
自己株式の取得	261	456,650
自己株式の処分	26,685	393,837
当期変動額合計	3,436,194	1,676,773
当期末残高	20,603,808	22,280,581

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	19,490	11,873
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,617	17,287
当期変動額合計	7,617	17,287
当期末残高	11,873	29,161
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
当期首残高	19,490	11,873
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,617	17,287
当期変動額合計	7,617	17,287
当期末残高	11,873	29,161
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	31,415	63,137
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	31,721	33,006
当期変動額合計	31,721	33,006
当期末残高	63,137	96,143
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	17,218,520	20,678,820
当期変動額		
剰余金の配当	299,213	380,103
当期純利益	3,708,983	2,119,689
自己株式の取得	261	456,650
自己株式の処分	26,685	393,837
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24,104	50,293
当期変動額合計	3,460,299	1,727,066
当期末残高	20,678,820	22,405,886

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	6,058,922	3,100,723
減価償却費	1,505,649	1,736,115
減損損失	784,677	36,971
負ののれん償却額	1,182,818	1,062,185
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	4,431	5,215
退職給付引当金の増減額（は減少）	149,424	162,560
貸倒引当金の増減額（は減少）	4,517	5,438
ポイント引当金の増減額（は減少）	662,990	484,411
本部移転費用引当金の増減額（は減少）	46,867	-
販売商品保証引当金の増減額（は減少）	632,524	125,633
受取利息及び受取配当金	40,848	40,434
未収入金の増減額（は増加）	591,356	660,663
支払利息	179,397	151,584
社債利息	5,048	3,473
固定資産売却損益（は益）	11,360	26,811
投資有価証券評価損益（は益）	90,470	24,847
売上債権の増減額（は増加）	928,826	1,479,476
たな卸資産の増減額（は増加）	5,207,253	3,388,387
仕入債務の増減額（は減少）	202,678	2,290,755
未払消費税等の増減額（は減少）	168,676	3,787
前受金の増減額（は減少）	198,886	1,163,742
その他の流動資産の増減額（は増加）	309,612	427,730
その他の流動負債の増減額（は減少）	768,153	60,906
小計	2,904,562	8,882,032
利息及び配当金の受取額	40,862	40,437
利息の支払額	186,826	154,476
法人税等の支払額	1,852,705	3,704,031
営業活動によるキャッシュ・フロー	905,893	5,063,961
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	33,534	13,976
有形固定資産の取得による支出	2,418,383	4,016,969
有形固定資産の売却による収入	14,268	31,964
無形固定資産の取得による支出	161,535	236,893
敷金及び保証金の差入による支出	594,709	866,883
敷金及び保証金の回収による収入	279,539	116,264
その他	3,372	63,331
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,917,726	5,049,826

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	617,476	260,132
長期借入れによる収入	700,000	4,124,000
長期借入金の返済による支出	2,306,060	2,960,460
社債の償還による支出	125,000	250,000
配当金の支払額	299,814	380,952
その他	23,603	69,050
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,389,795	203,405
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	3,401,628	217,541
現金及び現金同等物の期首残高	6,943,445	3,541,816
現金及び現金同等物の期末残高	3,541,816	3,759,357

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項  
連結子会社の数 1社  
西日本モバイル㈱  
平成23年12月に西日本モバイル㈱を新規設立し、連結の範囲に含めております。また、前連結会計年度において連結子会社でありましたソロン㈱は、平成23年10月に当社を存続会社とした吸収合併により解散したため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項  
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - イ. 有価証券  
その他有価証券
      - a. 時価のあるもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
      - b. 時価のないもの  
移動平均法による原価法を採用しております。
    - ロ. たな卸資産  
商品  
移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。ただし、リサイクル商品（中古品）については売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
  - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
    - イ. 有形固定資産  
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10～34年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～15年
    - ロ. 無形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
商標権	10年
  - (3) 重要な引当金の計上基準
    - イ. 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
    - ロ. 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
    - ハ. 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異については発生年度に費用処理しております。  
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
    - ニ. 販売商品保証引当金  
販売商品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎にして計上しております。
    - ホ. ポイント引当金  
顧客の購入実績等に応じて付与するポイント制度に基づき、将来のポイント使用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップのみであり、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

ハ. ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジ会計を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間

発生年度から5年間で均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額は、196円10銭であります。

【表示方法の変更】

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「前受金の増減額(は減少)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた569,266千円は、「前受金の増減額(は減少)」198,886千円、「その他の流動負債の増減額」768,153千円として組替えております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」における会計処理)

当社は、平成23年8月2日開催の取締役会において、当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」の導入を決議いたしました。

本プランでは、「ネクスト社員持株会」(以下「当社持株会」という。)へ当社株式を譲渡していく目的で設立する「従業員持株E S O P信託口」(以下「E S O P信託口」という。)が、平成23年9月以降3年間にわたり当社持株会が取得する規模の株式を予め一括して取得し、当社持株会へ売却を行います。

当社株式の取得及び処分については、当社がE S O P信託口の債務を保証しており、当社とE S O P信託口は一体であるとする会計処理をしております。従って、E S O P信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに損益については連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書に含めて計上しております。

なお、当連結会計年度末現在の自己株式数は次のとおりであります。

自己株式数	1,801,561株
うち、当社所有自己株式数	1,420,661株
うち、E S O P信託口所有当社株式数	380,900株



【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
建物及び構築物	138,886千円	133,625千円
土地	675,422	1,510,208
敷金及び保証金	859,004	729,811
計	1,673,312	2,373,646

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	248,337千円	255,004千円
長期借入金	531,653	1,076,649
計	779,990	1,331,653

2 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3 当社グループは、資金調達の機動性を高めるため、取引銀行10行と貸出コミットメント契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
借入枠	13,100,000千円	14,800,000千円
借入実行残高	500,000	-
差引借入未実行残高	12,600,000	14,800,000

(連結損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1,098,197千円	574,578千円

2 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
建物及び構築物	2,900千円	10,444千円
工具、器具及び備品	485	45
土地	-	16,321
計	3,386	26,811

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
建物及び構築物	8,039千円	16,982千円
車両運搬具	10	40
工具、器具及び備品	8,556	41,978
ソフトウェア	2,975	-
その他	14,778	58,700
計	34,360	117,703

4 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

場所	用途	種類
店舗(神奈川県、東京都、新潟県他)等	店舗設備、賃貸物件等	建物及び構築物、車両運搬具、工具、器具及び備品、ソフトウェア

当社グループは、原則として、継続的に損益の把握を実施している店舗をグルーピングの基本単位としております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗等について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(784,677千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物347,926千円、車両運搬具1,335千円、工具、器具及び備品157,005千円及びソフトウェア278,409千円であります。

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

当連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

場所	用途	種類
店舗(神奈川県、東京都、静岡県)	店舗設備	建物及び構築物、車両運搬具、工具、器具及び備品

当社グループは、原則として、継続的に損益の把握を実施している店舗をグルーピングの基本単位としております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗等について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(36,971千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物16,721千円、車両運搬具368千円、工具、器具及び備品19,882千円であります。

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金:

当期発生額	27,847千円
組替調整額	-
税効果調整前	27,847
税効果額	10,560
その他有価証券評価差額金	17,287
その他の包括利益合計	17,287

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	20,462,408	-	-	20,462,408
合計	20,462,408	-	-	20,462,408
自己株式				
普通株式(注)1、2	1,771,964	390	74,547	1,697,807
合計	1,771,964	390	74,547	1,697,807

(注)1 普通株式の自己株式の株式数の増加390株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少74,547株は、ストック・オプションの行使による減少74,500株、単元未満株式の売渡しによる減少47株であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度 末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	平成20年ストック・オプション としての自己新株予約権	-	-	-	-	-	10,570
提出会社	平成21年ストック・オプション としての自己新株予約権(注)	-	-	-	-	-	43,218
提出会社	平成22年ストック・オプション としての自己新株予約権(注)	-	-	-	-	-	9,348
	合計	-	-	-	-	-	63,137

(注)平成21年ストック・オプションとしての自己新株予約権及び平成22年ストック・オプションとしての自己新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月10日 取締役会	普通株式	149,523	8	平成22年3月31日	平成22年6月4日
平成22年11月2日 取締役会	普通株式	149,689	8	平成22年9月30日	平成22年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月10日 取締役会	普通株式	187,646	利益剰余金	10	平成23年3月31日	平成23年5月30日

当連結会計年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	20,462,408	-	-	20,462,408
合計	20,462,408	-	-	20,462,408
自己株式				
当社が所有する普通株式（注） 1、2	1,697,807	216,781	493,927	1,420,661
E S O P信託口が所有する当社 の普通株式（注）1、2	-	469,500	88,600	380,900
合計	1,697,807	686,281	582,527	1,801,561

（注）1. 当社が所有する普通株式の増加株式数は、取締役会決議による自己株式の取得216,200株及び単元未満株式の買取り581株によるものであります。また、E S O P信託口が所有する当社の普通株式の増加株式数は、当社からの譲受けによるものであります。

2. 当社が所有する普通株式の減少株式数は、ストック・オプションの行使24,400株、単元未満株式の売渡し27株及びE S O P信託口への譲渡469,500株によるものであります。また、E S O P信託口が所有する当社の普通株式の減少株式数は、当社持株会への売却によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度 末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	平成20年ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	9,446
提出会社	平成21年ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	46,304
提出会社	平成22年ストック・オプションとしての 新株予約権（注）	-	-	-	-	-	23,345
提出会社	平成23年ストック・オプションとしての 新株予約権（注）	-	-	-	-	-	17,047
合計		-	-	-	-	-	96,143

（注）平成22年ストック・オプションとしての新株予約権及び平成23年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成23年5月10日 取締役会	普通株式	187,646	10	平成23年3月31日	平成23年5月30日
平成23年11月1日 取締役会	普通株式	192,457	10	平成23年9月30日	平成23年12月6日

（2）基準結日が当連会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年5月8日 取締役会	普通株式	190,417	利益剰余金	10	平成24年3月31日	平成24年5月29日

（注）E S O P信託口が所有する当社株式については、連結貸借対照表に自己株式として表示しておりますが、当該株式は配当金の支払対象株式であります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
現金及び預金勘定	3,606,035千円	3,823,596千円
預入期間が3か月を超える定期預金	64,218	64,239
現金及び現金同等物	3,541,816	3,759,357

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、自己資金及び金融機関からの借入により資金調達しております。デリバティブ取引は、金利変動のリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、賃借物件において預託している敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4. 会計処理基準に関する事項(4) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、「売掛金に関する規程」に従い、営業債権について、各事業部門における経理業務を所管する部署が、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用してあります。

投資有価証券については、定期的な時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,606,035	3,606,035	-
(2) 受取手形及び売掛金	12,915,707	12,915,707	-
(3) 未収入金	5,340,986	5,340,986	-
(4) 投資有価証券	456,142	456,142	-
(5) 敷金及び保証金	5,499,669	5,308,989	190,679
資産計	27,818,541	27,627,861	190,679
(1) 支払手形及び買掛金	18,943,717	18,943,717	-
(2) 短期借入金	760,132	760,132	-
(3) 未払金	2,967,619	2,967,619	-
(4) 未払法人税等	2,240,302	2,240,302	-
(5) 社債（1年内償還予定のものを含む）	875,000	858,493	16,506
(6) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	6,717,312	6,738,441	21,129
負債計	32,504,083	32,508,706	4,623
デリバティブ取引	-	-	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積りした返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債（1年内償還予定のものを含む）

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,823,596	3,823,596	-
(2) 受取手形及び売掛金	14,395,424	14,395,424	-
(3) 未収還付法人税等	809,181	809,181	-
(4) 未収入金	4,680,323	4,680,323	-
(5) 投資有価証券	514,691	514,691	-
(6) 敷金及び保証金	5,989,577	5,789,930	199,646
資産計	30,212,795	30,013,148	199,646
(1) 支払手形及び買掛金	21,234,472	21,234,472	-
(2) 短期借入金	500,000	500,000	-
(3) 未払金	3,143,639	3,143,639	-
(4) 社債（1年内償還予定のものを含む）	625,000	616,412	8,587
(5) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	7,880,852	7,908,774	27,922
負債計	33,383,964	33,403,299	19,335
デリバティブ取引	-	-	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収還付法人税等、(4) 未収入金  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 投資有価証券  
投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。
- (6) 敷金及び保証金  
敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積りした返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 社債（1年内償還予定のものを含む）  
社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (5) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）  
長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日) (千円)	当連結会計年度 (平成24年3月31日) (千円)
非上場株式	43,522	43,522

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、前連結会計年度の「(4) 投資有価証券」及び当連結会計年度の「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,606,035	-	-	-
受取手形及び売掛金	12,915,707	-	-	-
未収入金	5,340,986	-	-	-
合計	21,862,729	-	-	-

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,823,596	-	-	-
受取手形及び売掛金	14,395,424	-	-	-
未収還付法人税等	809,181	-	-	-
未収入金	4,680,323	-	-	-
合計	23,708,526	-	-	-

4. 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
社債	250,000	625,000	-	-
長期借入金	2,909,793	3,807,519	-	-
合計	3,159,793	4,432,519	-	-

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
社債	250,000	375,000	-	-
長期借入金	2,472,183	4,928,669	400,000	80,000
合計	2,722,183	5,303,669	400,000	80,000



(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	73,359	53,362	19,996
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	73,359	53,362	19,996
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	382,783	653,725	270,942
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	382,783	653,725	270,942
	合計	456,142	707,088	250,945

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 43,522千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	117,407	77,685	39,721
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	117,407	77,685	39,721
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	397,284	640,428	243,143
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	397,284	640,428	243,143
	合計	514,691	718,113	203,421

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 43,522千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却した其他有価証券

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	744	202	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	744	202	-

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(平成23年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	2,859,000	1,172,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	2,550,000	530,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職一時金制度を採用し、退職給付会計に関する計算は、「退職給付に係る会計基準」に準拠して行っております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
イ. 退職給付債務 (千円)	1,280,350	1,447,926
ロ. 未認識過去勤務債務 (千円)	7,796	2,781
ハ. 退職給付引当金(イ+ロ)	1,288,146	1,450,707

(注) 前連結会計年度において、一部の子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ) (千円)	206,024	225,294
イ. 勤務費用 (千円)	163,618	191,291
ロ. 利息費用 (千円)	17,340	19,205
ハ. 数理計算上の差異の費用処理額 (千円)	28,962	18,696
ニ. 過去勤務債務の費用処理額 (千円)	3,898	3,898

(注) 前連結会計年度において簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、イ. 勤務費用に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法  
期間定額基準

(2) 割引率

前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1.5%	1.5%

(3) 過去勤務債務の処理年数

10年(各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)

(4) 数理計算上の差異の処理年数

発生年度に費用処理しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
販売費及び一般管理費 (千円)	34,879	36,889
特別利益の「その他」 (千円)	336	2,959

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	株式会社ノジマ	株式会社ノジマ
	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役 10名 当社従業員 229名	当社取締役及び執行役 15名 当社従業員 325名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 249,500株	普通株式 337,400株
付与日	平成20年 9月16日	平成21年 7月14日
権利確定条件	権利行使時において当社又は子会社の取締役、執行役または従業員であること。	権利行使時において当社又は子会社の取締役、執行役または従業員であること。
対象勤務期間	自 平成20年 9月16日 至 平成22年 8月14日	自 平成21年 7月14日 至 平成23年 6月22日
権利行使期間	自 平成22年 8月15日 至 平成25年 8月14日	自 平成23年 6月23日 至 平成26年 6月22日

(注) 株式数に換算しております。

会社名	株式会社ノジマ	株式会社ノジマ
	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役 16名 当社従業員 555名	当社取締役及び執行役 19名 当社従業員 873名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 344,100株	普通株式 468,500株
付与日	平成22年 9月14日	平成23年 9月15日
権利確定条件	権利行使時において当社又は子会社の取締役、執行役または従業員であること。	権利行使時において当社又は子会社の取締役、執行役または従業員であること。
対象勤務期間	自 平成22年 9月14日 至 平成25年 8月 6日	自 平成23年 9月15日 至 平成26年 8月23日
権利行使期間	自 平成25年 8月 7日 至 平成27年 8月 6日	自 平成26年 8月24日 至 平成28年 8月23日

(注) 株式数に換算しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成24年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	株式会社ノジマ	
	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	359,900
付与	-	-
失効	-	2,400
権利確定	-	357,500
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	279,200	-
権利確定	-	357,500
権利行使	24,400	-
失効	5,300	20,100
未行使残	249,500	337,400

会社名	株式会社ノジマ	
	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	374,000	-
付与	-	493,200
失効	29,900	24,700
権利確定	-	-
未確定残	344,100	468,500
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

会社名	株式会社ノジマ	
	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	320	664
行使時平均株価 (円)	648.64	-
付与日における公正な評価単価 (円)	37.86	137.24

会社名	株式会社ノジマ	
	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	615	772
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	128.55	187.13

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成23年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法      ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成23年ストック・オプション
株価変動性(注)1	45.25%
予想残存期間(注)2	3.94年
予想配当(注)3	18円/株
無リスク利率(注)4	0.26%

(注)1. 株価の将来の変動率として、予想残存期間に対応する日次ヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

2. 評価日である平成23年9月15日から権利行使期間の中間点である平成27年8月24日までとしております。

3. 平成23年3月期の配当実績によっております。

4. 直近の10年国債の利回りから推定される、予想残存期間に対応する利回りであります。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	179,500	-
商品評価損	310,597	303,485
未払事業所税	21,422	33,147
ポイント引当金	1,006,707	1,110,325
仕入割戻繰延	215,026	27,383
未払賞与	-	25,885
その他	7,020	11,119
繰延税金資産(流動)小計	1,740,275	1,511,347
評価性引当額	460,282	466,240
繰延税金資産(流動)合計	1,279,993	1,045,106
繰延税金負債(流動)		
未収事業税	-	33,106
繰延税金負債(流動)合計	-	33,106
繰延税金資産(流動)純額	1,279,993	1,011,999
繰延税金資産(固定)		
役員退職引当金否認	58,084	52,954
退職給付費用否認	521,515	519,900
投資有価証券評価損	108,857	146,004
販売商品保証引当金	771,922	732,849
減損損失	1,532,492	1,154,588
その他	286,281	238,250
繰延税金資産(固定)小計	3,279,154	2,844,548
評価性引当額	2,565,005	2,094,393
繰延税金資産(固定)合計	714,148	750,155
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	8,122	10,560
土地圧縮積立金	84,020	73,940
固定資産圧縮積立金	42,535	36,210
その他	10,356	4,270
繰延税金負債(固定)合計	145,034	124,982
繰延税金資産(固定)の純額	569,114	625,172

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.6%	40.6%
評価性引当額の増減	5.7	3.2
住民税均等割額	1.4	3.7
交際費等永久に損金不算入の項目	2.1	0.8
合併による影響額	3.6	-
負ののれん償却額	7.8	13.9
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	3.8
その他	0.3	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.8	31.6

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は115,184千円減少し、法人税等調整額が115,927千円、その他有価証券評価差額金が742千円それぞれ増加しております。

#### （企業結合等関係）

##### 共通支配下の取引等

##### 1. 取引の概要

当社は、平成23年7月12日開催の取締役会において、当社の特定子会社かつ完全子会社であるソロン株式会社（以下「ソロン」という。）を吸収合併することを決議し、同日付で締結した合併契約に基づき、平成23年10月1日付で合併いたしました。

##### （1）結合当事企業の名称及びその事業の内容

###### （結合企業）

名称 株式会社ノジマ

事業の内容 デジタルAV関連機器、IT・情報関連機器、家庭用電化製品、家庭用ゲーム関連機器及びソフトの販売

###### （被結合企業）

名称 ソロン株式会社

事業の内容 携帯電話等通信関連機器の卸売、携帯電話・PHSその他付帯するサービス

##### （2）企業結合日

平成23年10月1日

##### （3）企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、ソロンは解散いたしました。

##### （4）結合後企業の名称

株式会社ノジマ

##### （5）取引の目的を含む取引の概要

ソロンは当社の100%出資の連結子会社であり、当社グループにおける通信関連機器販売を担っておりました。

家電流通業界においては、通信機器と家電製品が融合した商品も急増し、また、市場においてもこのような一体化した商品への需要が高まっております。

このような動向に迅速かつ柔軟に対応できるような体制に移行することにより、お客様に必要とされる最適なサービスの提供を実現することを目的としております。

##### 2. 実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

#### （賃貸等不動産関係）

当社グループでは、神奈川県及びその他の地域において、賃貸用の不動産を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は244,017千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は250,845千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高 (千円)	2,162,286	2,364,654
期中増減額 (千円)	202,367	66,546
期末残高 (千円)	2,364,654	2,298,107
期末時価	2,610,580	2,535,283

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は不動産取得（294,129千円）であり、主な減少額は減価償却費（59,719千円）であります。当連結会計年度の主な増加額は新規賃貸契約（49,692千円）であり、減少額は不動産売却（57,150千円）及び減価償却費（64,363千円）であります。

3. 期末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて合理的に調整を行ったものを含む。）であります。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)及び当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

当社グループは、販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高に該当する取引は無いため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高に該当する取引は無いため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当連結会計年度において、固定資産の減損損失784,677千円を計上しておりますが、当社グループは、販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当連結会計年度において、固定資産の減損損失36,971千円を計上しておりますが、当社グループは、販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当連結会計年度において、のれんの償却額32,519千円及び未償却残高63,843千円、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額1,182,818千円及び未償却残高1,062,185千円を計上しておりますが、当社グループは、販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当連結会計年度において、のれんの償却額32,519千円及び未償却残高31,324千円、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額1,062,185千円を計上しておりますが、当社グループは、販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）及び当連結会計年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	1,098円65銭	1,171円62銭
1株当たり当期純利益金額	198円16銭	111円81銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	196円32銭	111円02銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	3,708,983	2,119,689
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	3,708,983	2,119,689
期中平均株式数(千株)	18,716	18,957
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	175	135
(うち新株予約権(千株))	(175)	(135)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第7回新株予約権(平成21年ストック・オプション) (新株予約権の数3,599個) 普通株式 359,900株  第8回新株予約権(平成22年ストック・オプション) (新株予約権の数3,740個) 普通株式 374,000株  なお、その他の概要は「注記事項(ストック・オプション等関係)」に記載のとおりであります。	第7回新株予約権(平成21年ストック・オプション) (新株予約権の数3,374個)  第8回新株予約権(平成22年ストック・オプション) (新株予約権の数3,441個)  第9回新株予約権(平成23年ストック・オプション) (新株予約権の数4,685個)  なお、概要は「注記事項(ストック・オプション等関係)」に記載のとおりであります。

- 「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度における会計方針の変更は遡及適用されております。この会計方針の変更を適用しなかった場合の前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は196円10銭であります。
- 当連結会計年度において、E S O P 信託口が所有する当社株式は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数及び期中平均株式数に含まれております。

(重要な後発事象)

ストック・オプション(新株予約権)の付与

当社は、平成24年6月23日開催の定時株主総会において、会社法第236条第238条並びに第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議いたしました。

1. ストックオプション制度を導入する目的及び新株予約権を無償で発行する理由

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、上記の目的を適切に達成するため特に払込金額無償にて発行するものいたします。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、当社普通株式500,000株を上限とする。

ただし、下記(3)に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的である株式数の上限は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、5,000個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の翌日から3年を経過した日を始期として、その後2年間とする。

- (7) 新株予約権の行使の条件
- 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
  - 新株予約権の相続はこれを認めない。
  - 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
  - その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び消却条件
- 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
  - 当社は、新株予約権者が上記(7)に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
  - 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
  - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a.記載の資本金等増加限度額からa.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (11) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等  
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2)新株予約権の目的である株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。
  - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(5)に従って定める調整後行使価額に、上記c.に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - 新株予約権を行使することができる期間  
上記「(6)新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6)新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
  - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「(10)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
  - 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - 新株予約権の取得の事由及び条件  
上記「(8)新株予約権の取得の事由及び消却条件」に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の割当日  
別途取締役会が定める日とする。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
(株)ノジマ	第8回無担保変動利付社債	平成21年7月31日	875,000 (250,000)	625,000 (250,000)	0.4%	なし	平成26年7月31日
合計	-	-	875,000 (250,000)	625,000 (250,000)	-	-	-

(注) 1. ( )内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
250,000	250,000	125,000	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	760,132	500,000	0.6	-
1年内返済予定の長期借入金	2,909,793	2,472,183	1.6	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年内返済予定のものを除く。)	3,807,519	5,408,669	1.3	平成25年～平成34年
リース債務(1年内返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	7,477,444	8,380,852	-	-

(注) 1. 平均利率は、当期末残高を基準とした加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	2,296,309	1,132,360	820,000	680,000

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	53,173	114,069	161,438	211,051
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	1,303	2,951	3,125	3,100
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	810	1,809	1,844	2,119
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	43.17	96.34	97.41	111.81

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	43.17	53.16	1.80	14.48

2【財務諸表等】  
(1)【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,781,335	3,793,596
売掛金	6,398,346	14,395,424
商品及び製品	20,667,840	19,815,556
原材料及び貯蔵品	8,560	9,383
前払費用	479,825	513,368
繰延税金資産	1,219,727	1,011,999
短期貸付金	363	367
未収入金	6,048,521	4,680,323
未収還付法人税等	-	809,181
その他	62,329	22,158
貸倒引当金	16,628	2,300
流動資産合計	36,650,222	45,049,060
固定資産		
有形固定資産		
建物	<sup>1</sup> 9,143,542	<sup>1</sup> 10,545,871
減価償却累計額	<sup>2</sup> 5,043,695	<sup>2</sup> 5,346,418
建物(純額)	4,099,846	5,199,452
構築物	436,896	516,152
減価償却累計額	<sup>2</sup> 349,001	<sup>2</sup> 367,043
構築物(純額)	87,895	149,109
車両運搬具	67,127	72,040
減価償却累計額	<sup>2</sup> 39,598	<sup>2</sup> 50,741
車両運搬具(純額)	27,528	21,299
工具、器具及び備品	4,384,556	5,733,147
減価償却累計額	<sup>2</sup> 3,192,189	<sup>2</sup> 3,900,215
工具、器具及び備品(純額)	1,192,367	1,832,932
土地	<sup>1</sup> 3,480,275	<sup>1</sup> 4,940,444
建設仮勘定	412,689	262,579
有形固定資産合計	9,300,603	12,405,817
無形固定資産		
のれん	60,398	31,324
ソフトウェア	17,994	680,156
その他	73,487	9,450
無形固定資産合計	151,880	720,931



	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	499,665	558,214
関係会社株式	223,945	30,000
出資金	610	610
長期貸付金	13,337	-
破産更生債権等	11,186	22,725
長期前払費用	250,969	265,896
繰延税金資産	406,203	625,172
敷金及び保証金	1 5,045,052	1 5,989,577
保険積立金	21,720	21,720
その他	31,762	36,628
貸倒引当金	28,523	37,413
投資その他の資産合計	6,475,928	7,513,131
固定資産合計	15,928,412	20,639,880
資産合計	52,578,634	65,688,940
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	13,849,051	21,234,472
短期借入金	80,000	500,000
1年内返済予定の長期借入金	1 2,540,337	1 2,472,183
1年内償還予定の社債	250,000	250,000
未払金	3,303,555	3,143,639
未払法人税等	1,563,099	-
未払消費税等	195,049	319,972
未払費用	184,182	473,478
前受金	2,352,175	1,188,628
預り金	396,368	571,874
前受収益	86,165	95,745
ポイント引当金	2,478,353	2,962,764
流動負債合計	27,278,337	33,212,760
<b>固定負債</b>		
社債	625,000	375,000
長期借入金	1 3,073,653	1 5,408,669
販売商品保証引当金	1,900,351	2,025,985
退職給付引当金	1,027,163	1,450,707
役員退職慰労引当金	142,993	148,209
預り保証金	1,699,619	628,117
資産除去債務	14,673	31,282
負ののれん	1,062,185	-
その他	2,642	2,322
固定負債合計	9,548,283	10,070,293
負債合計	36,826,620	43,283,054

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,323,175	4,323,175
資本剰余金		
資本準備金	3,238,158	3,238,158
その他資本剰余金	961,853	1,028,825
資本剰余金合計	4,200,011	4,266,983
利益剰余金		
利益準備金	80,227	80,227
その他利益剰余金		
土地圧縮積立金	123,796	133,875
固定資産圧縮積立金	62,128	64,870
別途積立金	97,200	97,200
繰越利益剰余金	7,703,755	14,357,327
利益剰余金合計	8,067,107	14,733,499
自己株式	913,292	1,043,077
株主資本合計	15,677,002	22,280,581
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,873	29,161
評価・換算差額等合計	11,873	29,161
新株予約権	63,137	96,143
純資産合計	15,752,013	22,405,886
負債純資産合計	52,578,634	65,688,940

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高	157,930,829	179,579,611
売上原価		
商品期首たな卸高	16,044,182	20,667,840
当期商品仕入高	132,994,415	145,225,478
合計	149,038,597	165,893,318
商品期末たな卸高	20,667,840 <sub>1</sub>	19,815,556 <sub>1</sub>
商品売上原価	128,370,756	146,077,762
売上総利益	29,560,072	33,501,848
販売費及び一般管理費		
荷造費	1,464,126	1,524,065
広告宣伝費	7,317,096	7,543,229
支払手数料	1,927,009	1,995,760
役員報酬	145,750	155,400
給料手当及び賞与	8,417,611	9,666,639
役員退職慰労引当金繰入額	5,959	6,249
退職給付費用	142,770	202,232
法定福利費	948,364	1,444,663
賃借料	194,765	260,165
地代家賃	3,571,405	5,015,986
減価償却費	1,175,521	1,530,325
水道光熱費	1,121,429	1,155,841
のれん償却額	29,281	30,900
その他	2,080,107	3,662,591
販売費及び一般管理費合計	28,541,198	34,194,052
営業利益又は営業損失( )	1,018,873	692,203
営業外収益		
受取利息	28,025	27,759
受取配当金	1,011,925	1,212,329
仕入割引	1,734,594	1,533,571
負ののれん償却額	1,158,747	1,062,185
雑収入	140,487	182,606
営業外収益合計	4,073,780	4,018,452
営業外費用		
支払利息	160,445	135,442
社債利息	5,048	3,473
貸倒引当金繰入額	5,152	-
支払手数料	89,399	92,654
雑損失	70,699	66,424
営業外費用合計	330,745	297,994
経常利益	4,761,908	3,028,254

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
特別利益		
投資有価証券売却益	202	-
投資有価証券評価損戻入益	-	24,847
固定資産売却益	11,360	-
抱合せ株式消滅差益	140,678	4,533,824
その他	21,278	14,058
特別利益合計	173,519	4,572,729
特別損失		
投資有価証券評価損	90,470	-
固定資産除却損	3 16,307	3 110,076
固定資産売却損	2 3,386	2 26,811
減損損失	4 692,115	4 20,930
災害による損失	114,619	8,526
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	179,202	-
その他	11,873	5,133
特別損失合計	1,107,975	171,478
税引前当期純利益	3,827,452	7,429,506
法人税、住民税及び事業税	2,082,073	179,995
法人税等調整額	851,794	203,015
法人税等合計	1,230,279	383,010
当期純利益	2,597,172	7,046,495

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	4,323,175	4,323,175
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,323,175	4,323,175
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	3,238,158	3,238,158
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,238,158	3,238,158
<b>その他資本剰余金</b>		
当期首残高	975,257	961,853
当期変動額		
自己株式の処分	13,403	66,971
当期変動額合計	13,403	66,971
当期末残高	961,853	1,028,825
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	80,227	80,227
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	80,227	80,227
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>土地圧縮積立金</b>		
当期首残高	123,796	123,796
当期変動額		
土地圧縮積立金の積立	-	10,079
当期変動額合計	-	10,079
当期末残高	123,796	133,875
<b>固定資産圧縮積立金</b>		
当期首残高	64,256	62,128
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の積立	-	4,868
固定資産圧縮積立金の取崩	2,127	2,127
当期変動額合計	2,127	2,741
当期末残高	62,128	64,870
<b>別途積立金</b>		
当期首残高	97,200	97,200
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	97,200	97,200

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	5,403,669	7,703,755
当期変動額		
土地圧縮積立金の積立	-	10,079
固定資産圧縮積立金の積立	-	4,868
固定資産圧縮積立金の取崩	2,127	2,127
剰余金の配当	299,213	380,103
当期純利益	2,597,172	7,046,495
<b>当期変動額合計</b>	<b>2,300,086</b>	<b>6,653,571</b>
<b>当期末残高</b>	<b>7,703,755</b>	<b>14,357,327</b>
<b>自己株式</b>		
当期首残高	953,120	913,292
当期変動額		
自己株式の取得	261	456,650
自己株式の処分	40,089	326,865
<b>当期変動額合計</b>	<b>39,827</b>	<b>129,784</b>
<b>当期末残高</b>	<b>913,292</b>	<b>1,043,077</b>
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	13,352,618	15,677,002
当期変動額		
剰余金の配当	299,213	380,103
当期純利益	2,597,172	7,046,495
自己株式の取得	261	456,650
自己株式の処分	26,685	393,837
<b>当期変動額合計</b>	<b>2,324,383</b>	<b>6,603,578</b>
<b>当期末残高</b>	<b>15,677,002</b>	<b>22,280,581</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	19,490	11,873
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,617	17,287
<b>当期変動額合計</b>	<b>7,617</b>	<b>17,287</b>
<b>当期末残高</b>	<b>11,873</b>	<b>29,161</b>
<b>評価・換算差額等合計</b>		
当期首残高	19,490	11,873
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,617	17,287
<b>当期変動額合計</b>	<b>7,617</b>	<b>17,287</b>
<b>当期末残高</b>	<b>11,873</b>	<b>29,161</b>

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	31,415	63,137
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	31,721	33,006
当期変動額合計	31,721	33,006
当期末残高	63,137	96,143
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	13,403,525	15,752,013
当期変動額		
剰余金の配当	299,213	380,103
当期純利益	2,597,172	7,046,495
自己株式の取得	261	456,650
自己株式の処分	26,685	393,837
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24,104	50,293
当期変動額合計	2,348,488	6,653,872
当期末残高	15,752,013	22,405,886

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 関係会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
  - (2) その他有価証券
    - 時価のあるもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
    - 時価のないもの  
移動平均法による原価法を採用しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - 商品  
移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。ただし、リサイクル商品（中古品）については売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～34年
構築物	10～15年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～15年
  - (2) 無形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
商標権	10年
4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 販売商品保証引当金  
販売商品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎にして計上しております。
  - (3) 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
  - (4) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異は、発生年度に費用処理しております。  
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
  - (5) ポイント引当金  
顧客の購入実績に応じて付与するポイント制度に基づき、将来のポイント使用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして将来使用されると見込まれる額を計上しております。
5. ヘッジ会計の方法
  - (1) ヘッジ会計の方法  
ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップのみであり、特例処理を採用しております。
  - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段...金利スワップ  
ヘッジ対象...借入金
  - (3) ヘッジ方針  
金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジ会計を行っております。
  - (4) ヘッジ有効性評価の方法  
特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 消費税等の会計処理方法  
税抜方式によっております。
  - (2) 負ののれんの償却方法  
5年間で均等償却しております。
  - (3) のれんの償却方法  
5年間で均等償却しております。



【会計方針の変更】

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額は、137円31銭であります。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」における会計処理)

当社は、平成23年8月2日開催の取締役会において、当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」の導入を決議いたしました。

本プランでは、「ネクス社員持株会」(以下「当社持株会」という。)へ当社株式を譲渡していく目的で設立する「従業員持株E S O P信託口」(以下「E S O P信託口」という。)が、平成23年9月以降3年間にわたり当社持株会が取得する規模の株式を予め一括して取得し、当社持株会へ売却を行います。

当社株式の取得及び処分については、当社がE S O P信託口の債務を保証しており、当社とE S O P信託口は一体であるとする会計処理をしております。従って、E S O P信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに損益については貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

なお、当事業年度末現在の自己株式数は次のとおりであります。

自己株式数	1,801,561株
うち、当社所有自己株式数	1,420,661株
うち、E S O P信託口所有当社株式数	380,900株

## 【注記事項】

(貸借対照表関係)

## 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物	138,886千円	133,625千円
土地	675,422	1,510,208
敷金及び保証金	859,004	729,811
計	1,673,312	2,373,646

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	248,337千円	255,004千円
長期借入金	531,653	1,076,649
計	779,990	1,331,653

2 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3 当社は、資金調達の機動性を高めるため、取引銀行10行と貸出コミットメント契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
借入枠	11,700,000千円	14,800,000千円
借入実行残高	-	-
差引借入未実行残高	11,700,000	14,800,000

(損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
	1,106,962千円	557,635千円

2 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
建物	2,900千円	10,267千円
構築物	-	176
工具、器具及び備品	485	45
土地	-	16,321
計	3,386	26,811

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
建物	601千円	11,533千円
構築物	333	1,016
車両運搬具	10	40
工具、器具及び備品	1,951	38,785
ソフトウェア	834	-
その他	12,575	58,700
計	16,307	110,076

4 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

場所	用途	種類
店舗（神奈川県、東京都、新潟県他）等	店舗設備等賃貸物件	建物、車両運搬具、 工具、器具及び備品、ソフトウェア

当社は、原則として、継続的に損益の把握を実施している店舗をグルーピングの基本単位としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗等について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（692,115千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物287,518千円、車両運搬具1,335千円、工具、器具及び備品138,068千円、及びソフトウェア265,193千円であります。

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

場所	用途	種類
店舗（神奈川県、東京都）	店舗設備	建物、構築物、車両運搬具、 工具、器具及び備品

当社は、原則として、継続的に損益の把握を実施している店舗をグルーピングの基本単位としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗等について、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（20,930千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物10,079千円、構築物907千円、車両運搬具368千円及び工具、器具及び備品9,576千円であります。

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	1,771,964	390	74,547	1,697,807
合計	1,771,964	390	74,547	1,697,807

（注）1．普通株式の自己株式の株式数の増加390株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2．普通株式の自己株式の株式数の減少74,547株は、ストック・オプションの行使による減少74,500株、単元未満株式の売渡しによる減少47株であります。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
自己株式				
当社が所有する普通株式（注）1、2	1,697,807	216,781	493,927	1,420,661
E S O P信託口が所有する当社の普通株式（注）1、2	-	469,500	88,600	380,900
合計	1,697,807	686,281	582,527	1,801,561

（注）1．当社が所有する普通株式の増加株式数は、取締役会決議による自己株式の取得216,200株及び単元未満株式の買取り581株によるものであります。また、E S O P信託口が所有する当社の普通株式の増加株式数は、当社からの譲受けによるものであります。

2．当社が所有する普通株式の減少株式数は、ストック・オプションの行使24,400株、単元未満株式の売渡し27株及びE S O P信託口への譲渡469,500株によるものであります。また、E S O P信託口が所有する当社の普通株式の減少株式数は、当社持株会への売却によるものであります。

（有価証券関係）

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式30,000千円、前事業年度の貸借対照表計上額は223,945千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産(流動)	(千円)	(千円)
未払事業税	125,462	-
商品評価損	304,636	303,485
未払事業所税	21,422	33,147
ポイント引当金	1,006,707	1,110,325
仕入割戻繰延	215,026	27,383
未払賞与	-	25,885
その他	6,754	11,119
繰延税金資産(流動)小計	1,680,009	1,511,347
評価性引当額	460,282	466,240
繰延税金資産(流動)合計	1,219,727	1,045,106
繰延税金負債(流動)		
未収事業税	-	33,106
繰延税金負債(流動)合計	-	33,106
繰延税金資産(流動)純額	1,219,727	1,011,999
繰延税金資産(固定)		
役員退職引当金否認	58,084	52,954
退職給付費用否認	417,233	519,900
投資有価証券評価損	108,857	146,004
販売商品保証引当金	771,922	732,849
減損損失	1,490,049	1,154,588
その他	262,166	238,250
繰延税金資産(固定)小計	3,108,314	2,844,548
評価性引当額	2,562,802	2,094,393
繰延税金資産(固定)合計	545,511	750,155
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	8,122	10,560
土地圧縮積立金	84,020	73,940
固定資産圧縮積立金	42,535	36,210
その他	4,629	4,270
繰延税金負債(固定)合計	139,308	124,982
繰延税金資産(固定)の純額	406,203	625,172

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.6%	40.6%
評価性引当額の増減	8.9	1.3
住民税均等割額	1.7	1.4
交際費等永久に損金不算入の項目	3.2	0.3
受取配当金等永久に益金不算入の項目	10.7	6.6
負ののれん償却額	12.3	5.8
子会社との吸収合併による影響額	-	24.8
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	1.6
その他	0.7	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.1	5.2

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は115,184千円減少し、法人税等調整額が115,927千円、その他有価証券評価差額金が742千円それぞれ増加しております。

（企業結合等関係）

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	836円09銭	1,171円62銭
1株当たり当期純利益金額	138円76銭	371円69銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	137円47銭	369円05銭

（注）1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（千円）	2,597,172	7,046,495
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	2,597,172	7,046,495
期中平均株式数（千株）	18,716	18,957
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（千円）	-	-
普通株式増加数（千株）	175	135
（うち新株予約権（千株））	（175）	（135）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第7回新株予約権（平成21年ストック・オプション） （新株予約権の数3,599個） 普通株式 359,900株  第8回新株予約権（平成22年ストック・オプション） （新株予約権の数3,740個） 普通株式 374,000株  なお、その他概要は「連結財務諸表注記事項（ストック・オプション等関係）」に記載のとおりであります。	第7回新株予約権（平成21年ストック・オプション） （新株予約権の数3,374個）  第8回新株予約権（平成22年ストック・オプション） （新株予約権の数3,441個）  第9回新株予約権（平成23年ストック・オプション） （新株予約権の数4,685個）  なお、概要は「連結財務諸表注記事項（ストック・オプション等関係）」に記載のとおりであります。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度における会計方針の変更は遡及適用されております。この会計方針の変更を適用しなかった場合の前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は137円31銭であります。

3. 当事業年度において、ESOP信託口が所有する当社株式は、1株当たり情報の算定上の基礎となる期末普通株式数及び期中平均株式数に含まれております。

(重要な後発事象)

ストック・オプション(新株予約権)の付与

当社は、平成24年6月23日開催の定時株主総会において、会社法第236条第238条並びに第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議いたしました。

1. ストックオプション制度を導入する目的及び新株予約権を無償で発行する理由  
当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、上記の目的を適切に達成するため特に払込金額無償にて発行するものといたします。
2. 新株予約権発行の要領
  - (1) 新株予約権の割当を受ける者  
当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者。
  - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、当社普通株式500,000株を上限とする。  
ただし、下記(3)に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的である株式数の上限は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
  - (3) 新株予約権の総数  
株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、5,000個を上限とする。  
新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- (4) 新株予約権の発行価額  
新株予約権の発行価額は無償とする。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。  
行使価額は以下のとおりとする。  
新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。  
なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。  
当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の翌日から3年を経過した日を始期として、その後2年間とする。

- (7) 新株予約権の行使の条件
- 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
  - 新株予約権の相続はこれを認めない。
  - 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
  - その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び消却条件
- 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
  - 当社は、新株予約権者が上記(7)に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
  - 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
  - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a.記載の資本金等増加限度額からa.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (11) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等  
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2)新株予約権の目的である株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。
  - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(5)に従って定める調整後行使価額に、上記c.に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - 新株予約権を行使することができる期間  
上記「(6)新株予約権を行使することができる期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6)新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
  - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「(10)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
  - 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - 新株予約権の取得の事由及び条件  
上記「(8)新株予約権の取得の事由及び消却条件」に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の割当日  
別途取締役会が定める日とする。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
		投資有価証券	その他有価証券	(株)第四銀行
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	288,100	118,697
		(株)ピーシーデポコーポレーション	2,000	41,200
		(株)TOKAIホールディングス	91,080	36,249
		(株)丸井グループ	46,000	31,740
		丸三証券(株)	61,700	23,014
		ダイニチ工業(株)	29,300	22,766
		(株)横浜銀行	50,000	20,700
		(株)エフエムラジオ新潟	352	18,304
		エレコム(株)	10,000	17,850
		その他15銘柄	87,097	66,478
		計	1,219,629	558,214



【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額及び減損損失累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	9,143,542	1,681,275	278,947	10,545,871	5,346,418	549,809 (10,079)	5,199,452
構築物	436,896	88,859	9,603	516,152	367,043	26,452 (907)	149,109
車両運搬具	67,127	6,654	1,740	72,040	50,741	12,842 (368)	21,299
工具、器具及び備品	4,384,556	1,533,910	185,319	5,733,147	3,900,215	854,514 (9,576)	1,832,932
土地	3,480,275	1,498,393	38,225	4,940,444	-	-	4,940,444
建設仮勘定	412,689	708,746	858,856	262,579	-	-	262,579
有形固定資産計	17,925,088	5,517,841	1,372,692	22,070,236	9,664,419	1,443,618 (20,930)	12,405,817
無形固定資産							
のれん	133,602	1,826	-	135,428	104,104	30,900	31,324
ソフトウェア	544,969	771,769	14,690	1,302,048	621,892	109,608	680,156
その他	73,531	1,457	65,378	9,611	160	115	9,450
無形固定資産計	752,103	775,053	80,068	1,447,088	726,157	140,624	720,931
長期前払費用	535,566	49,028	91,872	492,722	226,826	32,152	265,896

(注) 1. 「当期減少額」及び「当期償却額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 有形固定資産の当期増加のうち、主な内容は次のとおりであります。

御殿場店 店舗新築工事 建物 392,597千円  
 小売店 店舗新築工事 建物 120,979千円  
 商品センター ソーター新規取得 工具、器具及び備品 230,445千円  
 本部 新基幹用POS新規取得 工具、器具及び備品 125,923千円  
 横須賀市 店舗用地新規取得 土地 834,786千円  
 相模原市 グラウンド用地新規取得 土地 663,607千円  
 ソロン㈱との合併による取得 建物 396,335千円  
 ソロン㈱との合併による取得 構築物 7,445千円  
 ソロン㈱との合併による取得 車両運搬具 2,035千円  
 ソロン㈱との合併による取得 工具、器具及び備品 475,589千円

3. 無形固定資産の当期増加のうち、主な内容は次のとおりであります。

本部 新基幹システム ソフトウェア 717,163千円

4. 有形固定資産の当期減少のうち、主な内容は次のとおりであります。

旧商品センター 移転による除却 建物 210,683千円  
 各店舗 TV会議端末入替による除却 工具、器具及び備品 89,746千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	45,152	15,216	1,158	19,496	39,713
ポイント引当金	2,478,353	5,298,529	4,458,647	355,471	2,962,764
販売商品保証引当金	1,900,351	489,785	309,897	54,255	2,025,985
役員退職慰労引当金	142,993	6,249	1,033	-	148,209

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収による取崩額であります。

2. ポイント引当金の「当期減少額(その他)」は、失効による取崩額であります。

3. 販売商品保証引当金の「当期減少額(その他)」は、失効による取崩額であります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

資産の部

1) 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	229,763
銀行預金	
当座預金	18,295
普通預金	3,465,159
定期預金	64,239
別段預金	16,138
小計	3,563,832
合計	3,793,596

2) 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	5,529,400
KDDI(株)	3,057,168
ソフトバンクモバイル(株)	923,587
三菱UFJニコス(株)	870,020
(株)ジェーシーピー	797,183
その他	3,218,065
合計	14,395,424

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A)+(D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	2 (B)
6,398,346	132,884,613	124,887,536	14,395,424	89.7	366 28.6

3) 商品及び製品

品目	金額(千円)
通信・OA機器	3,981,003
家電品	3,821,912
パソコン	2,810,159
テレビ	2,225,818
ビデオ	1,844,979
コンピュータ関連商品	1,653,405
オーディオ	1,389,657
季節品	1,255,979
オーディオ・ビジュアル関連商品	663,723
その他	168,917
合計	19,815,556

4) 原材料及び貯蔵品

項目	金額(千円)
制服	3,856
販促用備品	844
その他	4,682
合計	9,383

5) 未収入金

相手先	金額(千円)
パナソニックコンシューマーマーケティング(株)	699,734
イオンリテール(株)	352,992
ソニーマーケティング(株)	340,983
NECパーソナルコンピュータ(株)	333,690
日立コンシューマ・マーケティング(株)	310,674
その他	2,642,247
合計	4,680,323

6) 敷金及び保証金

項目	金額(千円)
店舗敷金及び保証金	4,675,678
店舗建設協力金	1,313,899
合計	5,989,577

負債の部

1) 買掛金

相手先	金額(千円)
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	4,022,288
パナソニックコンシューマーマーケティング(株)	2,237,428
KDDI(株)	1,585,361
ソニーマーケティング(株)	1,571,611
NECパーソナルコンピュータ(株)	1,149,675
その他	10,668,107
合計	21,234,472

2) 未払金

区分	金額(千円)
給与手当	1,024,235
(株)日立製作所	518,316
大和ハウス工業(株)	252,000
(株)朝日オリコミ	172,000
(株)世真	112,091
その他	1,064,997
合計	3,143,639

3) 長期借入金

借入先	金額(千円)
(株)三菱東京UFJ銀行	2,530,020
(株)みずほ銀行	786,649
(株)横浜銀行	880,000
(株)三井住友銀行	925,000
(株)三菱UFJ信託銀行	237,000
(株)第四銀行	50,000
合計	5,408,669

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	決算期の翌日から3ヵ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所 買取買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によること ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL <a href="http://www.nojima.co.jp/ir">http://www.nojima.co.jp/ir</a>
株主に対する特典	株主優待割引券 3月31日及び9月30日現在の議決権を有する株主に対し、それぞれ 「株主優待割引券」を贈呈 割引額 20,000円 100株以上 500株未満 50,000円 500株以上 2,000株未満 100,000円 2,000株以上 割引方法 税別お買上金額の10%を限度額とし、店頭にて「株主 優待割引券」を利用する。 有効期限 3月31日現在株主 翌年1月31日 9月30日現在株主 翌年7月31日

(注) 当社の定めにより、単元未満株主は以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求することができる権利(株主の有する当社の単元未満株式の数と併せて単元株数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる権利)

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第49期)(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)平成23年6月20日関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成23年6月20日関東財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

(第50期第1四半期)(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)平成23年8月10日関東財務局長に提出

(第50期第2四半期)(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)平成23年11月10日関東財務局長に提出

(第50期第3四半期)(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)平成24年2月10日関東財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

平成23年7月12日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)及び第19条第2項第7号の3(吸収合併)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成23年8月23日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成23年8月26日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成23年11月18日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成23年12月28日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成24年2月1日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号(吸収分割)の規定に基づく臨時報告書であります。

#### (5) 臨時報告書の訂正報告書

平成23年7月13日関東財務局長に提出

平成23年7月12日提出の臨時報告書(吸収合併)に係る訂正報告書であります。

平成23年9月15日関東財務局長に提出

平成23年8月23日提出の臨時報告書(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)に係る訂正報告書であります。

#### (6) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自平成23年11月1日至平成23年11月30日)平成23年12月15日関東財務局長に提出

報告期間(自平成23年12月1日至平成23年12月31日)平成24年1月10日関東財務局長に提出

#### (7) 有価証券届出書(第三者割当による自己株式処分)及びその添付書類

平成23年9月5日関東財務局長に提出

#### (8) 有価証券届出書の訂正届出書

平成23年9月6日関東財務局長に提出

平成23年9月5日提出の有価証券届出書に係る訂正報告書であります。

平成23年9月16日関東財務局長に提出

平成23年9月5日提出の有価証券届出書に係る訂正報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月23日

株式会社 ノジマ  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉本 茂次 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水上 亮比呂 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三富 康史 印

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノジマの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノジマ及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ノジマの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ノジマが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月23日

株式会社 ノジマ  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉本 茂次 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水上 亮比呂 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三富 康史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノジマの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノジマの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。